

農林水産省

○ 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び 地域の農林水産物の利用促進に関する法律.....	P.1
○ 緑と水の環境技術革命プロジェクト事業.....	P.2
○ 知的財産の総合的活用の推進事業.....	P.3
○ 6次産業化ネットワーク活動支援事業.....	P.4
○ 6次産業化ネットワーク活動交付金	P.5
○ 農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業.....	P.6
○ 地域バイオマス産業化推進事業.....	P.7
○ 強い農業づくり交付金.....	P.8
○ 産地活性化総合対策事業.....	P.9
○ エコフィード緊急増産対策事業.....	P.10
○ 甘味資源作物生産者等支援安定化対策.....	P.11
○ 鳥獣被害防止総合対策交付金.....	P.12
○ 環境保全型農業直接支援対策.....	P.13
○ 水田活用の直接支払交付金.....	P.14
○ 経営体育成支援事業.....	P.15
○ 農地中間管理機構による集積・集約化活動機構集積協力金.....	P.16
○ 農業者に対する金融支援.....	P.17
○ 人・農地問題解決加速化支援事業.....	P.18
○ 新規就農・経営継承総合支援事業.....	P.19
○ 経営所得安定対策.....	P.20
○ 中山間地域等直接支払交付金.....	P.21
○ 振興山村における税制の特例.....	P.22
○ 山村振興法に基づく地方税の不均一課税に伴う減収補填.....	P.23
○ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の 促進に関する法律（特定農山村法）	P.24

○ 中山間地域活性化資金.....	P.25
○ 振興山村・過疎地域経営改善資金.....	P.26
○ 農山漁村電気導入促進法.....	P.27
○ 中山間ふるさと・水と土保全推進事業.....	P.28
○ 都市農村共生・対流総合対策交付金.....	P.29
○ 農村地域工業等導入促進法.....	P.30
○ 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する 法律.....	P.31
○ 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する 法律.....	P.32
○ 農業水利施設保全合理化事業.....	P.33
○ 農業基盤整備促進事業.....	P.34
○ 多面的機能支払交付金.....	P.35
○ 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金.....	P.36
○ 農業競争力強化基盤整備事業.....	P.37
○ 農山漁村地域整備交付金.....	P.38
○ 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金.....	P.39
○ 小水力等再生可能エネルギー導入推進事業.....	P.40
○ 農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業.....	P.41
○ 事業化を加速する産学連携支援事業.....	P.42
○ 技術でつなぐバリューチェーン構築のための研究開発のうち、地 域資源を活用した再生可能エネルギー等の利活用技術の開発....	P.43
○ 公共建築物等木材利用促進法.....	P.44
○ 「緑の新規就業」総合支援事業.....	P.45
○ 地域材利活用倍増戦略プロジェクト.....	P.46
○ 森林吸収源対策の着実な推進(森林整備事業・治山事業).....	P.47

- 森林・山村多面的機能發揮対策.....P.48
- 森林・林業再生基盤づくり交付金.....P.49
- 水産多面的機能發揮対策.....P.50
- 漁業経営安定対策事業.....P.51
- 水産業強化対策事業.....P.52
- 離島漁業再生支援交付金.....P.53
- 産地水産業強化支援事業.....P.54
- 漁業収入安定対策事業.....P.55
- 水産基盤整備事業.....P.56
- 新規就業者総合支援事業.....P.57
- 農林漁業成長産業化ファンドの本格展開.....P.58
- 革新的技術創造促進事業.....P.59
- 「浜の活力再生プラン」策定推進事業.....P.60

施策名	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	—				
											公共	非公共					○			
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策					区分(新規・継続・変更)				
	○										①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)		②地域間の交流・連携の推進				③地域の生活や産業の基盤整備		継続	
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)					地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)				根拠法令等
	81頁下段										—					4頁、10頁				
概要 (支援の仕組み等)	<p>地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律は、農林水産物等及び農山漁村に存在する土地・水その他の資源を有効に活用した農林漁業者等による事業の多角化及び高度化(農林漁業者による加工・販売への進出等の「6次産業化」)に関する施策並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する施策(「地産地消等」)を総合的に推進するもの。以下の計画認定制度を措置。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総合化事業計画の認定制度 農林漁業者等が取り組む総合化事業(農林水産物及び副産物(バイオマス等)の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動)に関する計画について、農林水産大臣が認定する制度。 ○ 研究開発・成果利用事業計画の認定制度 民間事業者等が、上記の事業活動に資する研究開発及びその成果の利用を行う事業活動に関する計画について、農林水産大臣及び事業所管大臣が認定する制度。 																			
支援対象者 (実施主体)	農林漁業者等、民間事業者等																			
支援内容 (単価・水準等)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総合化事業計画が認定された場合の支援措置は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業改良金融通法の特例(償還期限及び据置期間の延長等) ・ 林業・木材産業改善資金助成法の特例(償還期限及び据置期間の延長等) ・ 沿岸漁業改善資金助成法の特例(償還期限及び据置期間の延長等) ・ 農地法の特例(農地転用許可に係る手続の簡素化) ・ 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の特例(草地の開墾に係る手続の簡素化) ・ 都市計画法の特例(開発認可に係る手続の簡素化) ・ 食品流通構造改善促進法の特例(債務保証等) ・ 野菜生産出荷安定法の特例(指定野菜のリレー出荷による契約販売に対する交付金の交付) ○ 研究開発・成果利用事業計画が認定された場合の支援措置は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地法の特例(農地転用許可に係る手続の簡素化) ・ 種苗法の特例(出願料・登録料の減免) ・ 食品流通構造改善促進法の特例(債務保証等) 																			
想定する具体的効果	総合化事業計画の取組等を支援することにより、農林水産物及び農山漁村に存在する土地、水その他の資源を有効に活用した農林漁業者等による事業の多角化及び高度化、新たな事業の創出等の6次産業化を促進することを通じて、所得・雇用の増大が図られ、農林漁業等の振興、農山漁村その他の地域の活性化に寄与。																			
支援手続 (申請～交付決定)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総合化事業計画 <ul style="list-style-type: none"> ・ 農林漁業者等が総合化事業計画を農林水産大臣(地方農政局等)に提出し、認定を申請 ・ 農林水産大臣が基本方針に照らし、適切なものと認めるときは認定 ・ 農林水産大臣は認定したときは、その旨を関係都道府県知事に通知 ○ 研究開発・成果利用事業計画 <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間事業者等が研究開発・成果利用事業計画を主務大臣(地方支分局等)に提出し、認定を申請 ・ 主務大臣が基本方針に照らし、適切なものと認めるときは認定 																			
変更のポイント	—																			
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分															
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、IPベンション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光・地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他		
省庁名	農林水産省																			
担当課室	食料産業局企画課 食料産業局産業連携課										電話(直通)		03-3502-5742 03-6744-2063							
URL	http://www.maff.go.jp/j/soushoku/sanki/6jika.html																			

施策名	緑と水の環境技術革命プロジェクト事業											予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	266 (361)			
												公共	非公共							
												—	○	—	—					
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策											(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策		区分(新規・継続・変更)						
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)											②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備					
	—											○		—		継続				
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)											骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等				
概要 (支援の仕組み等)	<p>食料産業分野におけるイノベーションの創出を促進するため、農林漁業者や異業種・異業態の連携により、市場ニーズに即した新商品等の創出を支援するほか、機能性成分を活用した商品化、AI(アグリインフォマティクス)システムの実用化を支援。 支援事業のメニューは、以下のとおり。</p> <p>1 緑と水の環境技術革命プロジェクト事業 (1)事業化可能性調査 農林漁業者や異業種・異業態の事業者間の連携により、市場ニーズに即した新商品や新サービスを創出するための事業化課題等について調査・検討する事業化可能性調査を支援 (2)新技術等の実用化実証 農林漁業者や異業種・異業態の事業者間の連携により、市場ニーズに即し、事業化が見込まれる新商品や新サービスについて、実用化に向けた新技術等の実証を支援</p> <p>2 新事業創出に必要な革新的技術の導入支援 (1)農産物等の機能性成分等を活用した新食品・新素材の商品化プランの策定等を支援 (2)AI(アグリインフォマティクス)システムの実用化のための技術実証を支援</p>																			
支援対象者 (実施主体)	民間団体等																			
支援内容 (単価・水準等)	<p>補助率は、以下のとおり。</p> <p>○1(1)の事業 定額 ○1(2)の事業 2/3、1/2 ○2(1)の事業 定額、1/2 ○2(2)の事業 定額</p>																			
想定する具体的効果	<p>当事業をとおして以下のような効果が期待できる。</p> <p>○6次産業化の市場規模拡大への貢献による農林漁業者の所得増大 ○農山漁村地域における新産業創出への貢献による地域社会の活性化 ○食料産業分野におけるイノベーションの創出の促進</p>																			
支援手続 (申請～交付決定)	<p>支援を受けるまでの手順は、以下のとおり。</p> <p>○事業実施希望者は、申請書類を作成し公募期間中に農林水産本省に提出 ○農林水産省は、選定審査委員会を開催して申請書類の内容を審査し補助金交付候補者を決定し、申請者に通知 ○農林水産省は、補助金交付候補者から補助金交付申請書及び事業実施計画書の提出を受け、内容を審査した後、補助金交付候補者に対し補助金交付決定通知及び事業計画承認通知を发出</p>																			
変更のポイント																				
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分															
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育		ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—		○	—	○	—
省庁名	農林水産省																			
担当課室	食料産業局 新事業創出課											電話(直通)		03-6738-6317						
URL	http://www.maff.go.jp/j/shokusan/kankyo/seisaku/s_midorimizu/midorimizu.html																			

施策名	知的財産の総合的活用の推進事業											予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	152 (128)		
												公共	非公共						
												—	○	—	○				
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策											(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)			
	○											—		—		変更			
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)											骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等			
	82頁 32行目											—		10頁 29～34行目					
概要 (支援の仕組み等)	農林水産物・食品の知的財産の発掘・保護・活用等による新事業創出、知的財産マネジメントの普及やその能力を持った人材の育成、地理的表示を活用した付加価値向上への取組、知的財産を活用した地域活性化の新たなビジネスモデルの構築、海外における知的財産の侵害対策強化等の取組を支援。 支援事業のメニューは、以下のとおり。 (1)知的財産発掘・活用推進事業 地域情報の調査や知的財産の活用に向けた地方相談会の開催、知的財産マネジメントの普及やその能力を持った人材の育成等を支援 (2)地理的表示に係る高付加価値化推進事業 地理的表示を活用した付加価値向上を推進するため、地域特性をもつ製品の統一化された品質管理基準の策定やマーケティング手法の確立などの取組を支援 (3)知的財産総合活用事業 地域ブランド製品の国内外における価値を最大限に高め、これを活用した地域振興を図る新たなビジネスモデルの構築などの取組を支援 (4)知的財産を活用した国際展開の推進 ジャパンブランド防衛のための地方相談会や海外展開食品企業の知的財産担当OB等を活用した相談窓口の設置など輸出に係る知的財産の保護・活用対策の取組を支援																		
支援対象者 (実施主体)	民間団体等																		
支援内容 (単価・水準等)	補助率は、以下のとおり。 ○(1)の事業 定額 ○(2)の事業 定額 ○(3)の事業 1/2 ○(4)の事業 定額、1/2																		
想定する具体的効果	当事業をとおして以下のような効果が期待できる。 ○地域ブランドのマッチングが拡大することによる新事業・雇用の創出や観光産業の振興 ○知的財産マネジメントの普及やその能力を持った人材育成等により農林漁業者や食品産業事業者自らの知的財産の積極的な取得・活用を促し、地域ブランドの保護・創出 ○産地による製品の現状把握や今後の展開における取組の方向性の見出し、製品の魅力の引き出し ○知的財産を総合的に活用することによって、知的財産の活用機会の増加や6次産業化への後押し ○海外における監視体制等を充実させることによってジャパンブランドの海外展開を促進																		
支援手続 (申請～交付決定)	支援を受けるまでの手順は、以下のとおり。 ○事業実施希望者は、申請書類を作成し公募期間中に農林水産本省に提出 ○農林水産省は、選定審査委員会を開催して申請書類の内容を審査し補助金交付候補者を決定し、申請者に通知 ○農林水産省は、補助金交付候補者から補助金交付申請書及び事業実施計画書の提出を受け、内容を審査した後、補助金交付候補者に対し補助金交付決定通知及び事業計画承認通知を发出																		
変更のポイント	農林漁業者や食品産業事業者に対し、知的財産のマネジメントの普及とその能力を持った人材の育成と地理的表示を活用した高付加価値化への取組支援の内容を追加。 海外における知的財産侵害の監視体制を強化。																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光・地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	—	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
省庁名	農林水産省																		
担当課室	食料産業局 新事業創出課											電話(直通)	03-6738-6319						
URL	http://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/																		

施策名	6次産業化ネットワーク活動支援事業										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	224 (-)			
											公共	非公共							
											-	○	-	-					
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)				
	○										①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)		②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備		新規	
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)				根拠法令等		地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律
	79頁、7行 テーマ4:世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現										18頁、14行 4.(2)農林水産業・地域の活力創造		4頁、24行 ② 新たな販路、チャネルの開拓を通じた6次産業化等の推進						
概要 (支援の仕組み等)	農林漁業者と多様な事業者が県域を越える広域のネットワークを構築して取り組む新商品開発・販路開拓、農林水産物の高付加価値化等に必要機械・施設の整備等を支援 ①6次産業化ネットワーク活動推進事業 県域を越えて農林漁業者と多様な業種の事業者が参画する広域的な6次産業化ネットワークの構築に向けた推進会議の開催や、プロジェクトの調査・検討、プロジェクトリーダーの育成、新商品開発・販路開拓の取組等について支援 ②6次産業化ネットワーク活動整備事業 6次産業化・地産地消法及び農商工等連携促進法により認定された農林業者等が、県域を越える広域的な6次産業化ネットワークを構築して取り組む加工・販売施設等の整備に対して支援																		
支援対象者 (実施主体)	民間団体等																		
支援内容 (単価・水準等)	①について: 補助率は、定額、1/2、2/3 * 新商品開発や販路開拓等への支援については、六次産業化・地産地消法による認定総合化事業計画及び農商工等連携促進法による認定農商工等連携事業計画の取組の場合は、2/3 ②について: 補助率は、1/2																		
想定する具体的効果	本施策により、農林漁業者と多様な事業者が県域を越える広域のネットワークを構築して取り組む新商品開発・販路開拓、農林水産物の高付加価値化等に必要機械・施設の整備等を支援することにより、全国的に6次産業化の取組が促進され、地域経済全体の活性化、雇用の確保と所得の向上が期待できる。																		
支援手続 (申請～交付決定)	<ul style="list-style-type: none"> ・支援対象や内容、募集期間、公募要領等の詳細については、募集開始にあわせ農林水産省のホームページに掲載 ・申請者は、申請書を地方農政局等を通じて本省に提出(一部事業については、農林水産省本省へ直接提出) ・農林水産省本省においては、第三者による選定審査委員会を開催して候補者を選定 ・選定された候補者は、地方農政局等から事業実施計画の承認を受けた後、補助金の交付決定を受けて事業に着手(一部事業については、農林水産省本省が事業実施計画の承認、交付決定を実施) 																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信		コンテンツ	環境・エネルギー
	-	○	○	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
省庁名	農林水産省																		
担当課室	産業連携課												電話(直通)		03-6738-6475				
URL	http://www.maff.go.jp/i/shokusan/sanki/6ijika/yosan/pdf/26y_network_s.pdf																		

施策名	6次産業化ネットワーク活動交付金										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	2,131 (2,172)						
											公共	非公共										
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策					区分(新規・継続・変更)						
	○										-						継続					
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)					地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)					根拠法令等	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律
	79頁、7行 テーマ4:世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現										18頁、14行 4.(2)農林水産業・地域の活力創造					4頁、24行 ② 新たな販路、チャネルの開拓を通じた6次産業化等の推進						
概要 (支援の仕組み等)	地域の創意工夫を生かしながら農林漁業者と多様な事業者が連携し、ネットワークを構築して取り組む新商品開発・販路開拓、農林水産物の加工・販売施設の整備等を支援するため、国が都道府県に対して交付金を交付。 ①6次産業化ネットワーク活動推進交付金 都道府県段階で6次産業化プランナー等を配置し、6次産業化に取り組む農林漁業者等に対する支援体制を整備するとともに、農林漁業者と多様な業種の事業者が参画する6次産業化ネットワークの構築に向けた推進会議の開催やプロジェクトの調査・検討、プロジェクトリーダーの育成、新商品開発・販路開拓の取組等について支援 ②6次産業化ネットワーク活動整備交付金 6次産業化・地産地消法及び農商工等連携促進法により認定された農林漁業者等が、6次産業化ネットワークを構築して取り組む加工・販売施設等の整備に対して支援																					
支援対象者 (実施主体)	交付先:都道府県 事業実施主体:地方公共団体、民間団体等																					
支援内容 (単価・水準等)	①について:補助率は、定額、1/2、2/3 *新商品開発や販路開拓等への支援については、六次産業化・地産地消法による認定総合化事業計画及び農商工等連携促進法による認定農商工等連携事業計画の取組の場合は、2/3以内 ②について:補助率は、1/2																					
想定する具体的効果	本施策により、地域の創意工夫を生かしながら農林漁業者と多様な事業者が連携し、ネットワークを構築して取り組む新商品開発・販路開拓、農林水産物の加工・販売施設の整備等を支援することにより、農山漁村における6次産業化の取組が促進され、地域経済全体の活性化、雇用の確保と所得の向上が期待できる。																					
支援手続 (申請～交付決定)	①事業要望者は、事業計画を作成の上、都道府県に提出 ②都道府県が、各事業要望者の要望を取りまとめの上、自ら実施する計画を加えて都道府県全体の計画を策定し、国(地方農政局等)に提出 ③国は、予算額の範囲内で、その事業計画の内容等を踏まえて、都道府県ごとの配分額を決定 ④国は、都道府県に対して交付金を一括配分 ⑤都道府県の裁量により、事業実施者を選択																					
変更のポイント	-																					
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分																	
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信		コンテンツ	環境・エネルギー	その他		
	-	○	○	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
省庁名	農林水産省																					
担当課室	産業連携課												電話(直通)		03-6738-6475							
URL	http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/6iika/yosan/pdf/26y_network.pdf																					

施策名	農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業											予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	204 (165)		
												公共	非公共						
												—	○	—	—				
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策		(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策									区分(新規・継続・変更)							
	○		①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)			②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備				変更						
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)			根拠法令等		—								
	82頁5行目		—			—													
概要 (支援の仕組み等)	<p>農林漁業者等が主導して行う再生可能エネルギー発電事業の取組について、事業構想(入口)から運転開始(出口)に至るまでに必要となる様々な手続や取組を総合的に支援</p> <p>①地域における活動への支援 ②ワンストップ窓口の設置及びワークショップの開催</p>																		
支援対象者 (実施主体)	民間団体、地方公共団体																		
支援内容 (単価・水準等)	<p>補助率:定額</p> <p>①発電事業に意欲を有する農林漁業者等が行う事業構想の作成、導入可能性調査、地域の合意形成、事業体の立ち上げ、資金計画の作成等の取組を支援</p> <p>②発電技術・法令・制度等を習得するための研修会や個別相談の実施など事業構想から運転開始に至るまでに必要なサポート、課題の克服方法等の共有を図るためのワークショップの開催等を通じ、再生可能エネルギーを活用して農山漁村の活性化に取り組もうとする者にとっての共通のプラットフォームの構築を支援</p>																		
想定する具体的効果	<p>本事業により、農林漁業者やその組織する団体が主導し、地域の資源を活用して行う再生可能エネルギー発電事業の立ち上げを支援することで、所得の向上のみならず、売電収益を活用して地域の農林漁業の発展に貢献する取組を促進することにより、農山漁村の活性化につながることを期待される。</p> <p>さらに、再生可能エネルギーを活用して農山漁村の活性化に取り組もうとする者にとっての共通のプラットフォームを構築することにより、このような取組を行うに当たっての課題の克服方法等の共有を図ることができる。</p>																		
支援手続 (申請～交付決定)	支援対象や内容、募集期間、公募要領等の詳細については、公募開始時に農林水産省のホームページに掲載予定。																		
変更のポイント	②ワンストップ窓口の設置に加え、課題の克服方法等の共有を図るためのワークショップの開催等を通じ、再生可能エネルギーを活用して農山漁村の活性化に取り組もうとする者にとっての共通のプラットフォームの構築への支援を拡充。																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、I/Pベンション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光・地域間交流	地域文化の保護	地域医療・福祉・介護	子育て、若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	—	—	○	○	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—
省庁名	農林水産省																		
担当課室	食料産業局再生可能エネルギーグループ										電話(直通)	03-6744-1507							
URL	http://www.maff.go.jp/j/shokusan/renewable/energy/index.html																		

施策名	地域バイオマス産業化推進事業										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	1,005 (1,280)			
											公共	非公共	-	○			-	-	
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)				
	○			①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)			②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備				継続					
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)			骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)			根拠法令等		バイオマス活用推進基本法 (平成21年法律第52号)							
	テーマ2:70頁、8行目以降 テーマ4:82頁、5行目以降			-			-			-		-							
概要 (支援の仕組み等)	<p>地域のバイオマスを活用した産業化を推進し、環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指すバイオマス産業都市の構築を支援(関係7府省が共同で地域を選定・連携支援)。</p> <p>1. 地域バイオマス産業化支援事業(補助金)</p> <p>①地域段階の取組 バイオマス産業都市の構築を目指す地域(市町村・企業連合等)による構想づくりを支援。</p> <p>②全国段階の取組 バイオマス産業都市のネットワーク化と普及のための活動を行うとともに、地域段階の取組を効果的に進めるため、専門家による市町村等の構想づくりを支援。</p> <p>2. 地域バイオマス産業化整備事業(補助金) 関係7府省による選定地域における事業化プロジェクトの推進に必要な施設整備を支援。</p>																		
支援対象者 (実施主体)	民間団体、市町村等																		
支援内容 (単価・水準等)	<p>1. 地域バイオマス産業化支援事業</p> <p>①地域段階 補助率:定額補助</p> <p>②全国段階 補助率:定額補助</p> <p>2. 地域バイオマス産業化整備事業 補助率:1/2以内</p>																		
想定する具体的効果	<p>本施策は、食品廃棄物、家畜排せつ物、木質等の広く薄く存在する地域のバイオマスを活用した産業化や地域循環型エネルギーの強化を検討・推進する地域に対し、構想づくりや必要な施設整備を支援することで、地域産業の振興や雇用創出等の波及効果が生まれ、農山漁村等の地域活性化、地域循環型エネルギー供給体制の強化に資する効果が得られるものと期待できる。</p>																		
支援手続 (申請～交付決定)	<p>公募(国)→応募→提案書審査(国)→交付決定(国)</p> <p>※地域バイオマス産業化整備事業については、別途行うバイオマス産業都市構想募集に応募し、関係7府省による審査により選定されていることが条件</p>																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり、地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育		ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー
	-	○	○	-	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-
省庁名	農林水産省																		
担当課室	食料産業局バイオマス循環資源課バイオマス事業推進室										電話(直通)		03-6738-6479						
URL	http://www.maff.go.jp/i/shokusan/biomass/b_kihonho/index.html																		

施策名	強い農業づくり交付金										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	23,385 (24,422)				
											公共	非公共								
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策					区分(新規・継続・変更)				
	○										①地域の主体的な取組への支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)		②地域間の交流・連携の推進				③地域の生活や産業の基盤整備		変更	
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)						根拠法令等
	P81・23行～P83・26行										P18・14～26行			P4・35～39行、P5・4～8P						
概要 (支援の仕組み等)	<p>国産農畜産物の安定供給のため、生産から流通までの強い農業づくりに必要な共同利用施設の整備等について、国が都道府県に対して交付金を交付。</p> <p>○食料供給力の強化と生産の持続性の確保 産地における加工・業務用需要への対応等への対応等による販売量の拡大、高付加価値化等による販売価格の向上、生産・流通コストの低減に向けた取組に必要な共同利用施設の整備、畜舎等の経営資源の有効活用等を支援。</p> <p>○安全で効率的な流通システムの確立 被災時を含めた食料の安定的な供給体制等を確保するため、中央卸売市場における低温卸売場などの施設の整備や卸・仲卸業者等が組織する事業協同組合等による市場活性化のための施設の整備等を支援。</p>																			
支援対象者 (実施主体)	都道府県、市町村、農業者の組織する団体 等																			
支援内容 (単価・水準等)	<p>【補助率】 都道府県への交付率は定額。事業実施主体へは事業費の1/2以内等</p> <p>【支援内容】 ○食料供給力の強化と生産の持続性の確保(共同利用施設整備) 乾燥調整施設、集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設、家畜市場、畜産物処理加工施設、耕種作物小規模土地基盤整備、飼料作物作付条件整備等 ○安全で効率的な流通システムの確立(卸売市場施設整備) 売場施設、貯蔵・保管施設、搬送施設、情報処理施設 等</p>																			
想定する具体的効果	<p>「強い農業づくり交付金」は、地域の共同利用施設等の整備を都道府県の裁量の大きい交付金方式で支援するもので、</p> <p>○地域の実情にあった事業採択が可能。 ○生産性向上やコスト低減等による、食料供給力の強化と生産の持続性の確保に寄与。 ○食品流通の合理化による、安全で効率的な流通システムの確立に寄与。</p>																			
支援手続 (申請～交付決定)	<p>支援を受けるまでの手順は以下のとおり。</p> <p>①要望地区は、達成すべき成果目標基準を2つまで選定した事業計画を都道府県に提出。 ②都道府県は、各地区の事業実施要望をとりまとめ、都道府県計画の策定、成果目標の妥当性について審査等を行い、要望の成果目標の高さに応じてポイント化し、国に提出。 ③国は、予算額の範囲内で、要望地区の成果目標のポイントが高い順に、その国費要望額を踏まえて、都道府県ごとの配分額を算定。 ④国は、算定した配分額を都道府県へ一括交付。 ⑤都道府県は自らの裁量により事業実施地区を採択。</p>																			
変更のポイント	「攻めの農林水産業」の実現に向け、農畜産物輸出に向けた体制整備、新品種・新技術等を活用して「強み」のある産地形成を支援するための優先枠を創設。																			
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分															
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光・地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ		環境・エネルギー	その他
	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
省庁名	農林水産省																			
担当課室	生産局 総務課 生産推進室											電話(直通)		03-3502-5945						
URL	http://www.maff.go.jp/j/seisan/suisin/tuyoi_nougyou/t_tuti/h25/index.html																			

施策名	産地活性化総合対策事業										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	2,882 (2,271)			
											公共	非公共							
											—	○	—	—					
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策		(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策										区分(新規・継続・変更)						
	○		①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)			②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備				変更						
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)				根拠法令等		—							
	P81・23行～P82・8行、P83・7～26行		P18・14～26行			P4・35～39行、P5・4～8P													
概要 (支援の仕組み等)	産地の活性化を図るため、「強み」のある産地形成に向けた取組、品目毎の多様な課題の解決に向けた取組、産地に人材を供給する取組等について、国が事業実施主体へ補助金を交付。																		
支援対象者 (実施主体)	協議会、民間団体 等																		
支援内容 (単価・水準等)	<p>支援内容は以下のとおり。 ※()内は、補助率</p> <p>①新品種・新技術活用型産地育成支援事業 「強み」のある産地形成を図るため、新品種やICT等の新技術等を活用して、実需者、農業者、行政等が一体となり、新たな産地形成を行う取組等を総合的に支援。(定額、1/2等)</p> <p>②薬用作物等地域特産作物産地確立支援事業 薬用作物等の産地形成を促進するために、栽培技術の確立等に向けた取組等を支援。(定額、1/2)</p> <p>③国産花きイノベーション事業 国産花きのシェア奪還と輸出拡大を図るため、日持ち性の向上等の生産・供給体制の強化、需要拡大に向けた取組等を支援。(定額、1/2)</p> <p>④援農隊マッチング支援事業 収穫期の繁忙期における労働力を確保するため、普及指導員等によるシルバー人材センター、ハローワーク等と連携した援農者の斡旋や援農者への技術研修等を支援。(定額)</p> <p>⑤産地収益力向上支援事業 産地の収益力を向上させるため、有機農業の推進、国内産いもでん粉の高品質化技術等の確立、地域バイオマスの利活用、経営資源の有効活用、養蜂等振興の推進活動を支援。(定額、1/2等)</p> <p>⑥飼料生産拠点育成支援事業 国産粗飼料の生産性を向上させるため、飼料生産拠点の育成や放牧の拡大等の取組を支援。(1/2)</p> <p>⑦大豆・麦・飼料用米等生産拡大支援事業 大豆・麦・飼料用米・業務用米等の生産拡大に必要な農地の高度利用に資する作付体系への転換や生産コスト低減を図るための取組等を支援。(定額、1/2)</p> <p>⑧農作業安全緊急推進事業 農作業事故の防止に向けて、農作業事故の詳細な調査・分析や高齢農業者をはじめ地域全体の安全意識を向上させる取組を支援。(定額)</p> <p>⑨農畜産業機械等リース支援事業 新品種・新技術の導入、産地活性化、飼料生産拠点育成、経営資源の有効活用、地域作物支援に必要な農畜産業機械等をリース方式で導入する場合に支援。(物件購入相当額の1/2)</p> <p>⑩いぐさ・量表農家経営所得安定化対策事業 国産量表の高品質化・ブランド化に取り組むいぐさ生産者の経営安定を図るため、国産量表の価格が下落した際に補填金を交付。(定額)</p>																		
想定する具体的効果	<p>産地活性化総合対策事業は、「強み」のある産地形成に向けた取組、品目毎の多様な課題の解決に向けた取組、産地に人材を供給する取組等を支援するもので、</p> <p>○複数のメニューを措置することにより地域の抱える様々な課題に対応可能。</p> <p>○売上増加やコスト低減などの収益性向上による産地の所得向上等に寄与。</p>																		
支援手続 (申請～交付決定)	<p>支援を受けるまでの手順は、以下のとおり。</p> <p>①事業実施主体は、事業実施計画を作成し農林水産省へ提出</p> <p>②農林水産省において内容を審査</p> <p>③農林水産省は選定審査委員会を開催し、その審査結果に基づき事業計画を承認</p> <p>④農林水産省は、予算の範囲内において、事業の次子に必要な経費について、事業実施主体を補助</p>																		
変更のポイント	「攻めの農林水産業」の実現等に向け、既存事業の組替を含め新品種・新技術活用型産地育成支援事業、国産花きイノベーション推進事業、薬用作物等地域特産作物産地確立支援事業、援農隊マッチング支援事業を創設。																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光・地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	—	—	○	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
省庁名	農林水産省																		
担当課室	生産局 総務課 生産推進室										電話(直通)		03-3502-5945						
URL	http://www.maff.go.jp/j/seisan/suisin/tuyoi_nougyou/t_tuti/h25/index.html																		

施策名	エコフィード緊急増産対策事業										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	89 (57)			
											公共	非公共							
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策					区分(新規・継続・変更)			
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)										②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備			変更		
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等		食料・農業・農村基本計画 第2-2 第3-2-(2)-⑤	
	—										—			—					
概要 (支援の仕組み等)	<p>未だ活用されずに廃棄処分されている食品残さ等の飼料利用を推進し、飼料自給率の向上目標(平成20年度:26%→平成32年度:38%)を達成するため、以下の取組を支援。</p> <p>1 食品残さ等の適切な分別方法の普及 食品残さ等の分別マニュアルを作成し、食品産業を対象に飼料化のための分別方法を普及する取組を支援するとともに、分別の実施による食品産業のコスト分析を行う取組を支援。</p> <p>2 地域未利用資源飼料化の確立 食品残さ等の飼料化を実現するために必要な実証試験の実施及び実証試験の結果等の情報を一元化して公開するためのシステムの構築を支援。</p> <p>3 食品残さ等の飼料化技術の向上 食品残さ等の飼料化事業者を対象に、飼料として要求される安全性や品質の確保・改善が図られるよう、エコフィードの生産技術を向上させるための指導を支援。</p> <p>4 エコフィードの生産拡大 活用が進んでいない食品残さ等を原料としてエコフィードを増産する取組を支援。</p>																		
支援対象者 (実施主体)	地域の食品産業、畜産農家等とが連携して設立した民間団体等																		
支援内容 (単価・水準等)	<p>1 食品残さ等の適切な分別方法の普及【定額】</p> <p>2 地域未利用資源飼料化の確立【定額】</p> <p>3 食品残さ等の飼料化技術の向上【定額】</p> <p>4 エコフィードの生産拡大</p> <p>① 食品残さ等の飼料利用拡大 : 3千円/ト</p> <p>② 活用が進んでいない食品残さ等の飼料利用拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> 食品残さ等の分別の実施 : 6千円/ト 食品残さ等の含水率の削減 : 1千円/ト 成分分析等の実施 : 45千円/10ト <p>③ ①及び②の取組に必要な機材のリース導入 : 事業実施期間中のリース料の1/2</p>																		
想定する具体的効果	<p>○飼料自給率の向上</p> <p>○食品廃棄物の有効利用による循環型社会の構築</p>																		
支援手続 (申請～交付決定)	<p>支援を受けるまでの手順は、以下のとおり。</p> <p>① 食品産業及び畜産農家等が民間団体を組織し、事業実施計画を作成。</p> <p>② 農林水産省が事業実施計画を承認。</p> <p>③ 民間団体が補助金交付申請書を作成。</p> <p>④ 農林水産省が交付決定を通知。これにより、民間団体が事業を開始。</p>																		
変更のポイント	<p>○エコフィード製造事業者の飼料化技術を向上させる取組に対する支援を新設。</p> <p>○エコフィードを増産する取組に対する支援について、分別の手間が必要であるなどの理由により活用が進んでいない食品残さ等についての飼料利用を重点的に支援するしくみを見直し。</p>																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり、地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信		コンテンツ	環境・エネルギー
	—	○	○	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
省庁名	農林水産省																		
担当課室	生産局 畜産部 畜産振興課 飼料需給対策室										電話(直通)		03-3591-6745						
URL	—																		

施策名	甘味資源作物生産者等支援安定化対策				予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	8,130 (7,231)									
					公共	非公共													
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策	(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策							区分(新規・継続・変更)										
		①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)	②地域間の交流・連携の推進		③地域の生活や産業の基盤整備			継続											
		日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)	骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)	地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等		砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第19条、第21条											
概要 (支援の仕組み等)	(独)農畜産業振興機構が、国内産糖と輸入糖との内外コスト格差を是正するため、輸入糖等から徴収する調整金と本件対策による交付金を財源として、一定の要件を満たす国内のさとうきび生産者及び国内産のさとうきび・てん菜を原料とする国内産糖の製造事業者に対して、甘味資源作物交付金(さとうきび)及び国内産糖交付金を交付する。また、代理申請者が行う交付対象者要件審査申請、交付金交付申請に係る代理申請・代理受領に要する経費の助成を行う。																		
支援対象者 (実施主体)	①甘味資源作物・国内産糖調整交付金 交付先:(独)農畜産業振興機構 (※(独)農畜産業振興機構に造成される基金の補助先は、一定の要件を満たす国内のさとうきび生産者、国内産のさとうきび・てん菜を原料とする国内産糖の製造事業者) ②さとうきび及びでん粉原料用かんしょ経営安定対策推進事業 交付先:代理申請者(農業団体等)																		
支援内容 (単価・水準等)	①甘味資源作物・国内産糖調整交付金 一定の要件を満たす国内のさとうきび生産者、国内産のさとうきび・てん菜を原料とする国内産糖の製造事業者に対し交付金を交付。 ・てん菜糖 22,657円/トン(25年産) ・甘じゃ糖 60,416円/トン(25年産) ・さとうきび 16,420円/トン(26年産) ②さとうきび及びでん粉原料用かんしょ経営安定対策推進事業 代理申請者が行う交付対象者要件審査申請、交付金交付申請に係る代理申請・代理受領に要する経費を助成。																		
想定する具体的効果	甘味資源作物であるてん菜・さとうきびは、北海道、鹿児島県南西諸島及び沖縄県の農業における代替困難な基幹作物であり、これを原料として生産されるてん菜糖・甘じゃ糖(国内産糖)製造事業者は、当該地域経済において極めて重要な位置付けを有している。また、国内産糖と輸入糖との間には、2~5倍程度のコスト格差があることから、さとうきび生産者等に交付金を交付することにより、国内産糖に係る諸外国との生産条件格差を補正し、地域農業・経済の振興及び食料自給率の維持・向上が図られる。																		
支援手続 (申請～交付決定)	支援を受けるまでの手順は以下のとおり。(例:さとうきび生産者) ○さとうきび生産者は、(独)農畜産業振興機構に代理申請者(農業団体等)を経由して対象生産者要件審査申請書を提出(毎年9月末まで) ○(独)農畜産業振興機構は、さとうきび生産者に対象生産者要件審査結果を通知 ○代理申請者は、(独)農畜産業振興機構に交付申請計画書、生産計画書を提出 ○代理申請者は、(独)農畜産業振興機構に交付申請書及び概算払請求書、国内産糖製造事業者が発行した甘味資源作物売渡証明書等を提出(製造事業者への売渡日から3ヶ月以内) ○(独)農畜産業振興機構は、書類審査のうえ代理申請者を経由して生産者に交付決定(概算払請求から7日以内)																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり、地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	-	○	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
省庁名	農林水産省																		
担当課室	生産局 農産部 地域作物課						電話(直通)		03-3501-3814										
URL	http://www.maff.go.jp/j/budget/2014/pdf/45_26_youkyu.pdf																		

施策名	鳥獣被害防止総合対策交付金										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	9,500 (9,500)		
											公共	非公共						
											-	○	-	-				
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)			
	○										①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)		②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備		変更
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)				根拠法令等	
	p80 L13~22										p18 L14~26		-					
概要 (支援の仕組み等)	野生鳥獣による被害の深刻化・広域化に対応し、鳥獣被害防止特別措置法により市町村が作成する被害防止計画に基づき地域協議会等が行う、個体数調整、被害防除、生息環境管理等の取組を総合的に支援するため、国が交付金を交付。 <事業内容> 1. 推進事業 ○ 地域ぐるみの被害防止活動 発信器を活用した生息調査、捕獲機材の導入、鳥獣の捕獲・追い払い、放任果樹の除去、緩衝帯の整備、捕獲に関する専門家の育成支援、ICT等を用いた被害軽減に確実に結びつく新技術実証 等 ○ 鳥獣被害対策実施隊の体制強化に向けた農業者団体等民間団体が取組鳥獣被害総合防止活動 ○ 都道府県が実施する広域捕獲活動、新技術実証活動、実施隊員確保のための人材育成活動 ○ 鳥獣被害防止活動の地域リーダーや捕獲鳥獣の食肉利用の専門家の研修 2. 整備事業 ○ 侵入防止柵等の被害防止施設の整備 ○ 捕獲鳥獣を地域資源として活用するための処理加工施設の整備 ○ 捕獲鳥獣の焼却施設の整備 ○ 捕獲技術高度化施設(射撃場)の整備																	
支援対象者 (実施主体)	地域協議会等																	
支援内容 (単価・水準等)	1. 推進事業 補助率:1/2以内等 ※鳥獣被害対策実施隊が中心となって行う取組や実施隊の活動強化のための取組、新規地区の取組、農業者団体等民間団体の取組は、定額(市町村当たり原則200万円以内)。 ※ICT等を用いた新技術実証等高度な対策への取組は、定額(市町村あたり原則100万円以内)。 2. 整備事業 補助率:1/2以内(条件不利地域は55/100以内、沖縄は2/3以内) ※侵入防止柵の自力施工を行う場合に、資材費相当分への定額補助が可能																	
想定する具体的効果	鳥獣被害防止総合対策交付金は、市町村が作成する被害防止計画に基づき地域協議会等が行う総合的な取組を支援するもので、 ○地域協議会等の実施主体は、地域の実情に応じた取組が可能。 ○捕獲等の取組の担い手であり、鳥獣被害防止対策の中核を担う鳥獣被害対策実施隊の設置の促進・体制強化が可能。 ○鳥獣による農林水産業等に係る被害を軽減し、ひいては、耕作放棄地発生防止等に寄与。																	
支援手続 (申請~交付決定)	交付を受ける手順は、以下のとおり。 ① 農林水産省は、事前の調査結果をもとに、都道府県に対し、交付金を配分 ② 都道府県は、自らの判断により地域協議会等を採択するとともに、交付金を交付 ※県域を越える広域協議会の場合は、農林水産省から広域協議会に対し、交付金を交付																	
変更のポイント	○ 推進事業において、鳥獣被害対策実施隊の体制強化に向けた農業者団体等民間団体が取り組む鳥獣被害防止活動への支援メニューを新設 ○ 推進事業において、ICT等を用いた被害軽減に確実に結びつく新技術実証への支援を強化 ○ 整備事業において、捕獲技術高度化施設(射撃場)の整備への支援メニューを新設																	
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分													
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり地域交通	地域コミュニティ	観光・地域間交流	地域文化の保護	地域医療・福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー
省庁名	農林水産省																	
担当課室	生産局 農産部 農業環境対策課 鳥獣災害対策室										電話(直通)		03-3591-4958					
URL	http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozvu/higai/																	

施策名	環境保全型農業直接支援対策										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	2,646 (2,644)								
											公共	非公共												
											-	○	-	-										
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)									
	○										①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)		②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備		継続						
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等		食料・農業・農村基本計画3-2- (8)							
	P80 15行目～16行目										P18 16行目～17行目		-											
概要 (支援の仕組み等)	農業者等が、化学肥料・化学合成農業を原則5割以上低減する取組とセットで地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む場合、取組面積に応じた支援を実施。																							
支援対象者 (実施主体)	農業者、共同販売経理を行う集落営農、農業者グループ																							
支援内容 (単価・水準等)	交付額は、化学肥料・化学合成農業の5割低減の取組とセットで対象取組を行う場合に、取組面積に単価を乗じて算出。																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象取組</th> <th>交付単価(円/10a)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カバークロープ</td> <td>8,000</td> </tr> <tr> <td>堆肥の施用</td> <td>4,400</td> </tr> <tr> <td>有機農業 (うちそば等雑穀、飼料作物)</td> <td>8,000 (3,000)</td> </tr> <tr> <td>その他都道府県知事が特に必要と認める取組※</td> <td>8,000円/10a以内で 取組毎に設定</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、地域を限定して支援の対象とする取組</p>															対象取組	交付単価(円/10a)	カバークロープ	8,000	堆肥の施用	4,400	有機農業 (うちそば等雑穀、飼料作物)	8,000 (3,000)	その他都道府県知事が特に必要と認める取組※
対象取組	交付単価(円/10a)																							
カバークロープ	8,000																							
堆肥の施用	4,400																							
有機農業 (うちそば等雑穀、飼料作物)	8,000 (3,000)																							
その他都道府県知事が特に必要と認める取組※	8,000円/10a以内で 取組毎に設定																							
想定する具体的効果	<ul style="list-style-type: none"> ○土づくりと化学肥料・化学合成農業の使用の低減を一体的に行う農業者の増加による環境負荷の低減 ○農業分野における地球温暖化防止や生物多様性保全に貢献 																							
支援手続 (申請～交付決定)	<p>支援を受けるまでの手順は、以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 農業者等は、交付申請書及び実施計画書を市町村に提出(6月30日まで)。 ② 農業者等は、取組終了後速やかに、生産記録等を添付した実施状況報告書を市町村に提出(遅くとも2月下旬まで)。 ③ 都道府県等による実施確認後、国から農業者等に対して交付金を交付。 																							
変更のポイント	-																							
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分																			
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、IT ヘンション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり 地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他					
省庁名	農林水産省																							
担当課室	農産部農業環境対策課										電話(直通)		03-6744-0499											
URL	http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/kakyou_chokubarai/mainp.html																							

施策名	水田活用の直接支払交付金				予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	277,026 (251,714)														
					公共	非公共																		
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策	(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策						区分(新規・継続・変更)	継続															
	○ (80ページ、14行)	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)	②地域間の交流・連携の推進	③地域の生活や産業の基盤整備																				
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)	骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)	地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)	根拠法令等	経営所得安定対策実施要綱(P)																			
概要 (支援の仕組み等)	水田で麦、大豆、飼料用米、米粉用米等の作物を生産する農業者に対して交付金を直接交付することにより、水田のフル活用を推進し、食料自給率・自給力の向上を図る。																							
支援対象者 (実施主体)	水田で麦、大豆、飼料用米等を販売目的で生産する「販売農家」又は「集落営農」																							
支援内容 (単価・水準等)	<p>水田において作付けする作物に対して、①作付実績に基づき全国一律で交付される「戦略作物助成」と、②あらかじめ定められた各県の上限の中で、地域が取組内容や単価を設定する「産地交付金」により支援。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象作物</th> <th>交付単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>麦、大豆、飼料作物</td> <td>35,000円/10a</td> </tr> <tr> <td>WCS用稲</td> <td>80,000円/10a</td> </tr> <tr> <td>加工用米</td> <td>20,000円/10a</td> </tr> <tr> <td>飼料用米、米粉用米</td> <td>収量に応じ、 55,000円～105,000円/10a</td> </tr> <tr> <td>二毛作助成:</td> <td>15,000円/10a</td> </tr> <tr> <td>耕畜連携助成:</td> <td>13,000円/10a</td> </tr> </tbody> </table>										対象作物	交付単価	麦、大豆、飼料作物	35,000円/10a	WCS用稲	80,000円/10a	加工用米	20,000円/10a	飼料用米、米粉用米	収量に応じ、 55,000円～105,000円/10a	二毛作助成:	15,000円/10a	耕畜連携助成:	13,000円/10a
対象作物	交付単価																							
麦、大豆、飼料作物	35,000円/10a																							
WCS用稲	80,000円/10a																							
加工用米	20,000円/10a																							
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、 55,000円～105,000円/10a																							
二毛作助成:	15,000円/10a																							
耕畜連携助成:	13,000円/10a																							
想定する具体的効果	<p>1 交付金の充実を契機に、担い手への農地集積・集約化などの施策とあわせ、主食用米と作期の異なる多収性専用品種の導入を進めることにより、作業ピークの分散、規模拡大、生産コストの削減が実現。</p> <p>2 また、水田フル活用ビジョンに基づく6次産業化や複数年契約への支援(加工用米)による安定的な取引の促進により、農家の所得が向上。</p>																							
支援手続 (申請～交付決定)	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者の方は、交付申請書及び営農計画書を作成し、地域センター等又は地域農業再生協議会に提出。 ・国は交付申請書及び関係書類の内容を審査、交付金額を算定し、交付金を農業者の方が指定した口座に振り込み。 																							
変更のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・飼料用米、米粉用米の単収向上のインセンティブのため、収量に応じた交付金を交付。 ・地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するため、麦・大豆を含む産地づくりに向けた助成を充実。 																							
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分																			
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、IPヘーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療・福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他					
	-	-	○	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
省庁名	農林水産省																							
担当課室	生産局 農産部 穀物課 水田農業対策室						電話(直通)		03-3597-0191															
URL	http://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/index.html																							

施策名	経営体育成支援事業										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	4,525 (4,663)				
											公共	非公共								
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策		(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策										区分(新規・継続・変更)							
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)		②地域間の交流・連携の推進				③地域の生活や産業の基盤整備				○	継続								
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)				根拠法令等				—							
<p>概要 (支援の仕組み等)</p> <p>農業の持続的な発展等を確保し国民への食料の安定供給を図り、適切な人・農地プランに位置付けられた中心経営体等の育成・確保に取り組む活力ある地域等を支援するため、中心経営体等が経営規模の拡大や農産物の加工・流通・販売等の経営の多角化等に取り組む際に必要となる農業用機械等の導入経費の一部について補助金を交付。</p>																				
<p>支援対象者 (実施主体)</p> <p>交付先(事業実施主体):市町村 ※市町村から中心経営体等に対して補助金を交付</p>																				
<p>支援内容 (単価・水準等)</p> <p>1 融資主体補助型 (1)融資主体型補助事業【補助率:融資残額(事業費の3/10上限)】 中心経営体等が融資を受け、農業用機械等を導入する際、融資残について補助金を交付することにより、主体的な経営展開を支援。 (2)追加的信用供与補助事業【補助率:定額】 融資主体型補助事業に係る融資の円滑化等を図るため、農業信用基金協会への補助金の積増による金融機関への債務保証(経営体の信用保証)の拡大を支援。 2 条件不利地域補助型【補助率:1/2以内(4,000万円上限)】 経営規模が小規模・零細な地域において意欲ある経営体を育成するため、共同利用機械等の導入を支援。</p>																				
<p>想定する具体的効果</p> <p>経営体育成支援事業は、中心経営体等の育成・確保を通じた農業経営の改善・発展を支援するための施策であり、経営改善の効果としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経営規模の拡大 ○ 農産物の加工・流通・販売等の経営の多角化や経営の複合化 ○ 農産物の高付加価値化 <p>等が期待できる。</p>																				
<p>支援手続 (申請～交付決定)</p> <p>①農林水産省は、都道府県を通じ事業の実施の要望調査を実施。 ②農林水産省は、要望調査の結果を取りまとめ、都道府県への配分額を決定。 ③都道府県は、自らの裁量により②の配分額をもとに市町村への配分額を決定。 ④市町村は、③の配分額の範囲内で中心経営体等の整備計画等を取りまとめた経営体育成支援計画を作成し、都道府県に承認申請。 ⑤都道府県は、④により提出された支援計画の承認にあたり、農林水産省に対し、成果目標の妥当性等について協議。 ⑥農林水産省は、⑤により協議のあった支援計画の成果目標等について確認の上、都道府県に対してその妥当性等について回答。 ⑦都道府県は、⑥の農林水産省からの回答を踏まえ、支援計画を承認。 ⑧都道府県は、市町村からの補助金交付申請を取りまとめ、農林水産省に対し補助金交付申請し、農林水産省は交付決定。</p>																				
<p>変更のポイント</p> <p>—</p>																				
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分															
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光・地域間交流	地域文化の保護	地域医療・福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信		コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	—	—	○	○	—	○	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
<p>省庁名</p> <p>農林水産省</p>																				
<p>担当課室</p> <p>経営局就農・女性課経営体育成支援室</p>													<p>電話(直通)</p> <p>03-6744-2148</p>							
<p>URL</p> <p>http://www.maff.go.jp/i/keiei/keikou/kouzou taisaku/k keiei sien.html</p>																				

施策名	農地中間管理機構による集積・集約化活動 機構集積協力金										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	10,009			
											公共	非公共							
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策						区分(新規・継続・変更)		
	○										①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)		②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備			新規
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)			根拠法令等			-
	P14、10～13行										P18、14行								
概要 (支援の仕組み等)	農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化を加速するため、 ①地域内の農地の一定割合以上を機構に貸し付けた地域(地域集積協力金)、 ②機構に農地を貸し付けることにより、経営転換又はリタイアした農業者(経営転換協力金)、 ③機構が借り受けている農地に隣接する農地を機構に貸し付けた農業者(耕作者集積協力金)、 等に協力金を交付する。																		
支援対象者 (実施主体)	農業者等																		
支援内容 (単価・水準等)	①地域集積協力金:地域内の農地の一定割合以上を機構に貸し付けた地域に対し、機構への集積面積及び集積割合により、2万円/10a～3.6万円/10aを支援。(平成27年度までの特別単価) ②経営転換協力金:経営転換又はリタイアした農業者等に対し、機構への貸付面積により30万円/戸～70万円/戸を支援。 ③耕作者集積協力金:機構が借り受けている農地に隣接する農地を機構に貸し付けた農業者等に対し、2万円/10aを支援。(平成27年度までの特別単価)																		
想定する具体的効果	地域内の分散し錯綜した農地利用を整理し担い手ごとに集約化するために、農地中間管理機構が農地を借り受け、担い手がまとまりのある形で利用できるよう配慮して貸し付けを行うことで、農業構造の改革と生産コストの削減が期待できる。																		
支援手続 (申請～交付決定)	①地域集積協力金 ・市町村が事業実施計画を作成し都道府県の承認を受ける ・市町村が12月末時点の機構への農地の貸付面積及び割合により都道府県に対し交付申請 ・市町村が交付を受けた協力金につき、地域及び都道府県と協議の上、用途を決定 ②経営転換協力金及び耕作者集積協力金 ・農業者等が機構に対し農地を10年以上貸し付け ・貸し付けられた農地が機構から担い手に転貸 ・交付要件を満たす場合、農業者等が市町村に対し交付申請 ・市町村は交付申請書を確認の上、農業者等に対し協力金を交付																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、IT・ベンチャー	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光・地域間交流	地域文化の保護	地域医療・福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	-	-	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
省庁名	農林水産省																		
担当課室	経営局農地政策課										電話(直通)		03-6744-2151						
URL	http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/kikou/index.html																		

施策名	農業者に対する金融支援											予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)			
												公共	非公共						
												-	○	-	-				
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策											(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策		区分(新規・継続・変更)					
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)											②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備				
	-											○		-		継続			
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)											骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等		・株式会社日本政策金融公庫法 ・農業経営基盤強化促進法 ・農業改良資金融通法 ・農業近代化資金融通法	
概要 (支援の仕組み等)	意欲ある多様な農業者等の育成・確保等の観点から、農業経営の特性に応じた資金調達の手続きを円滑化を図るための支援を行う。																		
支援対象者 (実施主体)	融資対象者: ・農業経営基盤強化資金(スーパーL資金):認定農業者 ・経営体育成強化資金:主業農業者等 ・青年等就農資金:認定新規就農者 ・農業改良資金:個別法に基づく農業改良資金融通法の特例適用者 ・農業近代化資金:認定農業者等																		
支援内容 (単価・水準等)	<主な内容> ・農業経営基盤強化資金(スーパーL資金) 認定農業者に対して、農業経営改善計画に即して規模拡大その他の経営改善を図るのに必要な長期低利資金を日本公庫等が融資。 ・経営体育成強化資金 意欲と能力をもって農業を営む者に対し、経営展開に必要な前向き投資のための資金と営農負債の償還負担を軽減するための資金を長期低利で日本公庫等が融資。 ・青年等就農資金 新たに農業経営を営もうとする青年等に対し、農業経営を開始するために必要な資金を長期・無利子で日本公庫等が融資。 ・農業改良資金 個別法に基づく各種計画について、国や県の認定を受けた農業者等に対して、新作物や新技術の導入、農畜産物の加工の開始など、チャレンジ性のある取組(県の認定を受けた農業改良措置)を実施するのに必要な資金を長期・無利子資金を以て日本公庫等が融資。 ・農業近代化資金 意欲と能力を持つ農業を営む者等に対し、経営改善に必要な施設資金等を円滑に融通するため、国又は都道府県が農協等民間金融機関に利子補給措置を講ずることにより、長期かつ低利の資金を融資。																		
想定する具体的効果	農業経営の特性に応じた資金調達の手続きが図られることにより、意欲ある多様な農業者による取組が促進される。																		
支援手続 (申請～交付決定)	借入希望者は、最寄りの窓口機関(公庫・農協・銀行等)又は都道府県に必要書類を提出。(最寄りの窓口機関が不明の場合は、都道府県の農業制度資金担当課又は普及指導センターに照会。)																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、IPヘーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光・地域間交流	地域文化の保護	地域医療・福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	-	-	○	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
省庁名	農林水産省																		
担当課室	経営局金融調整課											電話(直通)		03-3501-3726					
URL	http://www.maff.go.jp/j/keiei/kinyu/index.html																		

施策名	人・農地問題解決加速化支援事業		予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	1,188 (1,109)											
			公共	非公共					-	○									
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策		(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策					区分(新規・継続・変更)											
	○		①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)	②地域間の交流・連携の推進	③地域の生活や産業の基盤整備				変更										
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)	地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等	人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱(26年度予算の成立に合わせ施行予定)												
	81ページ10行		-	-															
概要 (支援の仕組み等)	<p>人・農地プランについての継続的な話し合いと見直しを進め、地域の中心となる経営体への農地の集積が円滑に進むよう、都道府県や市町村等が行う活動等に対して支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> 人・農地プランの見直し支援等 地域連携推進員の活動支援 農業経営の法人化等の支援 																		
支援対象者 (実施主体)	地方公共団体(市町村、都道府県)																		
支援内容 (単価・水準等)	<p>【人・農地プランの見直し支援等】 市町村等が人・農地プランの継続的な話し合いと見直しを行うための経費に対して支援。</p> <p>【地域連携推進員の活動支援】 人・農地プランの見直し等を効率的・効果的に進められるよう、市町村等が普及員やJAのOB、リタイヤした高齢農業者のノウハウを活用した地域連携推進員を雇用するための経費に対して支援。</p> <p>【農業経営の法人化等の支援】 集落営農の組織化・法人化及び複数個別経営の法人化等の取組に対して支援。</p>																		
想定する具体的効果	人・農地プランについての継続的な話し合いと見直しにより、農地集積や新規就農・経営継承、地域の中心となる農業法人・集落営農等の育成を促し、農業の体質強化・地域農業の活性化が期待される。																		
支援手続 (申請～交付決定)	事業実施計画の承認申請(市町村→都道府県→地方農政局等) 補助金の交付申請、決定(事業着手)(市町村⇄都道府県⇄地方農政局等)																		
変更のポイント	「農業経営の法人化等の支援」を追加。																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
省庁名	農林水産省																		
担当課室	経営局経営政策課					電話(直通)		03-3502-6007											
URL	http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/hito_nouchi.html																		

施策名	新規就農・経営継承総合支援事業						予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	21,784 (23,877)						
							公共	非公共										
							—	○	—	—								
施策の位置付け (該当に○印)	(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策										区分(新規・継続・変更)							
	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策																	
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)										②地域間の交流・連携の推進	③地域の生活や産業の基盤整備						
	○										—	変更						
概要 (支援の仕組み等)	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)	地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)	根拠法令等	—				
	79ページ/テーマ4/枠内9~10行目										—	—	—					
概要 (支援の仕組み等)	新規就農するにあたっては、技術の習得や所得の確保等が課題となっていることから、就農前後の青年新規就農者に対する給付金の給付(以下の欄の①)、農業法人等の青年就農者の雇用における実践的な研修への助成(同②)、高度な経営力・地域リーダーとしての人間力等を養成する農業者経営教育機関等に対する支援(同③)、就農に関する相談体制の整備(同④)を行うことにより、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図り、青年就農者の大幅な増大を図る。																	
支援対象者 (実施主体)	①交付先(事業実施主体):全国農業会議所 全国農業会議所に基金を造成し、当該団体から都道府県に対し補助金交付。 ※就農希望者(研修中の者)に対しては、都道府県又は青年農業者等育成センターから給付。 全国から研修生が集まる教育機関等で研修を受ける者については、当該団体から直接給付。 新規就農者に対しては、都道府県を経由し市町村から給付。 ②助成先:農業法人等 ※全国農業会議所から助成。 ③助成先:都道府県、民間団体等 ④助成先:民間団体等																	
支援内容 (単価・水準等)	①青年就農給付金事業【補助率:定額】 年間150万円を最長2年間(準備型)、最長5年間(経営開始型)給付 ②農の雇用事業【補助率:定額】 年間最大120万円を最長2年間(雇用就農者育成タイプ)、月最大10万円を最長2年間(次世代経営者育成タイプ) ③技術習得支援事業のうち高度な農業経営者育成教育を実施する教育機関への支援【補助率:定額】 地域の農業経営者教育の中核教育機関への支援【補助率:定額、1/2以内】 ④新規就農等相談支援事業【補助率:定額】																	
想定する具体的な効果	我が国農業は、基幹的農業従事者の平均年齢が66.1歳(平成22年)と高齢化が進んでいる。持続可能な力強い農業を実現するには、2万人/年の青年新規就農者が定着することが必要であるが、40歳未満の若い就農者は1万3千人(平成22年)にとどまり、そのうち定着するのは1万人程度となっている。このことから、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るための就農前後の青年就農者への給付金の給付、法人雇用就農の促進、地域農業のリーダー人材の層を厚くする農業経営者教育の強化等の支援を一体的に行うことにより、青年新規就農者を増加させ、定着させる効果が期待される。																	
支援手続 (申請～交付決定)	①(1)都道府県は、事業要望量調査を取りまとめ、事業計画として国に報告。 (2)国は、事業計画を承認し、承認した旨を民間団体に通知。 (3)都道府県は、承認された計画に基づく補助金の支払いを民間団体に請求。 (4)民間団体は、都道府県に対し、補助金を支払い。 (5)都道府県又は市町村は、新規就農者又は就農希望者に給付金を給付。 ②全国農業会議所は農業法人等に助成金を助成。 ③ア:高度な農業経営者育成教育を実施する教育機関への支援。 (1)国は、公募により事業実施主体を選定。 (2)事業実施主体は、地域の中核教育機関等の学生、講師等を対象に高度な農業経営者教育を実施。 イ:地域の中核教育機関への支援 (1)国は、都道府県からの事業要望量調査結果に応じ所要額を配分。 (2)事業実施主体は、教育水準の向上に向けた取組を実施。 ④(1)国は公募により事業実施主体を選定。 (2)選定された事業実施主体は就農相談等を実施。																	
変更のポイント	①準備型の研修終了後、親元へ就農する場合も対象に追加 経営開始型について、農地を親族から貸借する場合も対象に追加 ②雇用した新規就農者の新たな法人設立・独立に向けた研修に対する支援メニューを追加 ③農業界を牽引するトッププロを育成するための研修等に対する支援メニューを追加																	
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分													
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、IT ヘーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり 地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー
省庁名	農林水産省																	
担当課室	経営局 就農・女性課							電話(直通)		03-3502-6469								
URL	http://www.maff.go.jp/j/new_farmer/index.html																	

施策名	経営所得安定対策				予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	395,281 (466,849)									
	公共	非公共																	
施策の位置付け (該当に○印)	(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策								区分(新規・継続・変更)	継続									
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)		②地域間の交流・連携の推進		③地域の生活や産業の基盤整備														
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)	骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等		農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)											
		○ P18、15行																	
概要 (支援の仕組み等)	販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象として、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図るとともに、麦・大豆等への作付転換を促すために、国から農業者へ交付金を直接交付。																		
支援対象者 (実施主体)	<p>【畑作物の直接支払交付金】 麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねの生産数量目標に従って、販売目的で生産(耕作)する「販売農家」又は「集落営農」</p> <p>【米の直接支払交付金】 米の生産数量目標に従って、販売目的で生産(耕作)する「販売農家」又は「集落営農」</p> <p>【米価変動補填交付金】 25年度に米の所得補償交付金の交付を受けた「販売農家」又は「集落営農」</p> <p>【米・畑作物の収入減少影響緩和対策】 一定の経営規模(面積又は所得)を有する「認定農業者」又は「一定の要件を満たす集落営農」(経営規模の要件については、地域の実態に即した様々な特例・特認も準備)。</p> <p>【再生利用交付金】 「耕作放棄地の再生利用計画」に掲載された農業者のうち、畑作物の直接支払交付金の交付申請者であって、対象となる農地に麦、大豆、そば、なたねを作付けた「販売農家」又は「集落営農」</p>																		
支援内容 (単価・水準等)	<p><主な内容></p> <p>【畑作物の直接支払交付金】 麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねを生産数量目標に従って生産する農業者に対して、標準的な生産に要する費用と標準的な販売価格の差額分に相当する交付金を直接交付。</p> <p>【米の直接支払交付金】 米を生産数量目標に従って生産する農業者に対して交付金を直接交付。 (平成30年産から廃止。激変緩和のための経過措置として、26年産から29年産までの時限措置として実施)</p> <p>【米価変動補填交付金】 25年度に米の所得補償交付金の交付を受けた農業者に対して、25年産米の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合に、その差額分に相当する交付金を直接交付。(26年産から廃止)。</p> <p>【米・畑作物の収入減少影響緩和対策】 米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの25年産収入額の合計が、過去の平均収入である標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を、対策加入者と国が1対3の割合で補填の原資を負担し、補填。</p> <p>【再生利用交付金】 地域の耕作放棄地の再生利用計画に従って、畑の耕作放棄地に麦、大豆、そば及びなたねを作付けた場合に、平地・条件不利地の条件に応じた加算金を、その作付面積に応じて交付。(26年度限りで廃止)。</p>																		
想定する具体的効果	米・麦・大豆等の土地利用型農業の経営の安定																		
支援手続 (申請～交付決定)	<p>【畑作物の直接支払交付金、米の直接支払交付金、再生利用交付金】 ①農業者の方は、交付申請書及び営農計画書を作成し、地域センター等又は地域農業再生協議会に提出(平成26年度については、申請期限は6月30日まで)。 ②国は交付申請書及び関係書類の内容を審査、交付金額を算定し、交付金を農業者の方が指定した口座に振り込み。</p> <p>【米価変動補填交付金】 25年度に米の所得補償交付金の交付を受けた農業者の方が、そのまま米価変動補填交付金の交付対象となるため、改めて交付申請を行う必要はない。</p> <p>【米・畑作物の収入減少影響緩和対策】 ①農業者の方は、加入申請・積立申出書を作成し、地域センター等又は地域農業再生協議会に提出(平成26年度については、申請期限は6月30日まで)。 ②国は、加入申請・積立申出書の内容を確認し、対策加入者が当年において積立金として積み立てる額を算出し、納付先口座と合わせて、当該対策加入者に対して通知。 ③通知を受けた対策加入者は、その通知された当年積立額のいずれか(10%又は20%の減収に対応した積立金)を選択し、その額を当年の7月31日までに、その通知された納付先口座に納付。 ④農業者の方は、収入減少影響緩和対策の交付を受ける場合、翌年の4月1日から4月30日までの間に、交付申請書に確認書類を添付して、地域センター等に提出。 ⑤国は、交付申請書及び確認書類等を審査、交付金額を算定し、交付金を農業者の方が指定した口座に振り込み。 (注)交付金は、交付に必要となる予算の成立及び当年産収入額等の告示の後(生産年の翌年度の5～6月頃)に支払い。</p>																		
変更のポイント	米の直接支払交付金について平成30年産から廃止、米価変動補填交付金について平成26年産から廃止																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、4/ヘーンソ	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療・福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
省庁名	農林水産省																		
担当課室	経営局経営政策課						電話(直通)		03-6744-0502										
URL	http://www.maff.go.jp/ikobetu.ninaite/index.html																		

施策名	中山間地域等直接支払交付金										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	28,474 (28,463)			
											公共	非公共							
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策		(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策										区分(新規・継続・変更)						
	○		①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)			②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備				継続						
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)				根拠法令等		食料・農業・農村基本法第35条第2項							
	P80 15行目～16行目		P18 16行目～17行目			-													
概要 (支援の仕組み等)	○ 耕作放棄地の増加等による多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、農業生産活動を継続して行う農業者等に対し農業生産条件の不利益を補正するため、国が交付金を交付。																		
支援対象者 (実施主体)	協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等(都道府県、市町村経由)																		
支援内容 (単価・水準等)	<p>対象農用地10aあたりの交付単価は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 急傾斜地等 田 21,000円、畑 11,500円、草地 10,500円、採草放牧地 1,000円 ○ 緩傾斜地等 田 8,000円、畑 3,500円、草地 3,000円、採草放牧地 300円 ○ 草地比率の高い草地 1,500円 <p>ただし、農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項を実施しない場合の交付単価は上記の8割。また、規模拡大等に応じて別途の加算措置を設けています。</p>																		
想定する具体的効果	○ 耕作放棄地の発生を防止し、中山間地域等の農用地7.7万haの減少を防止。																		
支援手続 (申請～交付決定)	<p>農業者等が交付金を受ける手続は、以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 農業者等が集落協定又は個別協定を締結し、市町村に当該協定の認定申請書を提出。 ② 市町村が当該協定を認定し、農業者等に通知。 ③ 市町村→都道府県→国の流れで交付金の交付申請書を提出。 ④ 国→都道府県→市町村の流れで交付金の交付決定を通知。 ⑤ 国→都道府県→市町村→農業者等の流れで交付金を交付。 																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、IT ベンション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり 地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	-	-	-	○	○	○	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
省庁名	農林水産省																		
担当課室	農村振興局 農村政策部 中山間地域振興課 中山間整備推進室										電話(直通)		03-3501-8359						
URL	http://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/index.html																		

施策名	振興山村における税制の特例														予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	-
															公共	非公共				
															-	-	○	-		(-)
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策		(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策												区分(新規・継続・変更)					
			①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)				②地域間の交流・連携の推進				③地域の生活や産業の基盤整備				継続					
	-		○				○				-									
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)				地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)				根拠法令等		租税特別措置法第12条、第45条、 第68条の27							
概要 (支援の仕組み等)	山村振興法に基づき指定された振興山村の区域において、製造の事業等に使用するために取得等した機械及び建物等に係る特別償却制度を措置。																			
支援対象者 (実施主体)	製造の事業又は旅館業を営む事業者																			
支援内容 (単価・水準等)	振興山村の区域において、製造の事業及び旅館業の事業に使用する機械や建物等を取得、建設等した場合に、通常の償却に加え、特別償却ができる。 ○ 取得価額:2,000万円超 ○ 特別償却率:機械等10% 建物等6%(製造の事業に係る建物等のみ)																			
想定する具体的効果	初期投資の負担を軽減することにより、民間事業者の振興山村への進出や設備投資を促すインセンティブが与えられ、振興山村における地域の産業振興を促進し、所得の向上や雇用の増大等が期待される。																			
支援手続 (申請～交付決定)	所得税、法人税の申告の際に、申告書に特別償却に係る関係申告書類を添付して提出。																			
変更のポイント	-																			
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分															
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、IT ベンション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり 地域交通	地域コ ミュニ ティ	観光、 地域間 交流	地域文 化の保 護	地域医 療、福 祉・介護	子育て、 女性・若 者活躍 促進	教育	ICT、情 報通信	コンテ ンツ	環境・ エネル ギー	その他	
	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	
省庁名	農林水産省																			
担当課室	農村振興局 農村政策部 中山間地域振興課														電話(直通)		03-3502-6005			
URL	http://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/sanson/s_sesaku/sesaku.html																			

施策名	山村振興法に基づく地方税の不均一課税に伴う減収補填											予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	-		
												公共	非公共					○	-
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策											(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策					区分(新規・継続・変更)		
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)											②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備			継続	
	-											○			○		山村振興法第12条、第14条		
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)											骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)			根拠法令等	
概要 (支援の仕組み等)	山村振興法に基づき認定された法人(認定法人)が、振興山村の区域内において、森林・農用地の保全事業等に使用する設備を新設又は増設した場合に係る不動産取得税や固定資産税について、地方公共団体が不均一課税をした場合、地方交付税による補填を措置。 【対象事業】 ○ 森林の保全に関する事業 ○ 農用地の保全に関する事業 ○ 山腹の保全に関する事業 ○ 振興山村の区域内において生産された農林産物を原料又は材料とする製造又は加工の事業																		
支援対象者 (実施主体)	認定法人 (認定法人に不均一の課税をした地方公共団体に対し、その減収を地方交付税により補填。)																		
支援内容 (単価・水準等)	認定法人が取得した資産に係る以下の「不動産取得税」及び「固定資産税」について、地方公共団体が当該認定法人に対して不均一課税をした場合には、その減収について地方交付税による補填ができる。 ○ 不動産取得税 家屋及び償却資産(取得価額の合計額が2,900万円超)に係る家屋及びその敷地である土地 ○ 固定資産税 ① 家屋及び償却資産(取得価額の合計額が2,900万円超) ② ①に係る家屋の敷地である土地																		
想定する具体的効果	認定法人が実施する公益性の高い事業を支援することにより、振興山村における森林・農用地等の保全を一層促進し、かつ、雇用の場を確保するなど、振興山村の活性化が期待できる。																		
支援手続 (申請～交付決定)	① 振興山村において森林・農用地の保全事業等を実施する法人が、当該保全事業等の計画を作成し市町村に提出 ② 市町村は、提出された計画が適当である旨を認定 ③ 計画の認定を受けた法人(認定法人)が、計画に基づく保全事業等に使用する建物、償却資産等を取得 ④ 地方公共団体が、認定法人の取得資産について固定資産税、不動産取得税の不均一課税を実施 ⑤ 当該地方公共団体の基準財政収入額から、総務省令により算定した額を控除することにより、地方税の減収を補填																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、IPヘーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信		コンテンツ	環境・エネルギー
	-	-	○	○	○	○	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-
省庁名	農林水産省																		
担当課室	農村振興局 農村政策部 中山間地域振興課											電話(直通)		03-3502-6005					
URL																			

施策名	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律 (特定農山村法)										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	-			
											公共	非公共							
											-	-	○	○		(-)			
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策		(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策										区分(新規・継続・変更)						
	-		①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)			②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備				-						
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)				根拠法令等		特定農山村法 租税特別措置法第34条の3、第65条の5、第68条の76							
	-		-			-													
概要 (支援の仕組み等)	<p>○農林業等活性化基盤整備計画 特定農山村地域を有する市町村(以下「市町村」という。)は、農業経営の改善・安定及び農林業等活性化基盤施設の整備等を行う農林業等活性化基盤整備促進事業の実施に関する事項等を定めた「農林業等活性化基盤整備計画」を作成。</p> <p>○農業経営改善安定計画 農業者の組織する団体は、新規作物の導入その他生産方式の改善による構成員の農業経営の改善・安定を図るための措置の実施、当該措置の実施に必要な施設の整備に関する計画を作成し、一定の基準に適合するとき、市町村は当該計画を認定。</p> <p>○農林業等活性化基盤施設設置事業計画 農林業等活性化基盤施設の設置事業者は、事業計画を作成し、一定の基準に適合するとき、市町村は当該計画を認定。</p> <p>○所有権移転等促進計画 市町村は、農業者の組織する団体、その構成員又は農林業等活性化基盤施設の設置事業者から認定を受けた計画を実行するに当たり農林地等の所有権移転等を受けたい旨の申出があったとき等に、「所有権移転等促進計画」を作成。</p>																		
支援対象者 (実施主体)	農業者の組織する団体、その構成員、農林業等活性化基盤施設の設置事業者(第3セクター、民間事業者等)																		
支援内容 (単価・水準等)	<p>○土地改良法の特例(特定農山村法第14条) 土地改良事業の実施に伴い、農業と併せて林業を営む者の林業経営上必要な施設の用に供される土地については、共同減歩による創設換地として定めることができる。</p> <p>○第3セクターに対する出資・補助に係る市町村の助成経費についての地方債の特例(特定農山村法第18条) 市町村は、農林業等活性化基盤施設設置事業計画の認定を受けた第3セクターに対して、出資、補助その他の助成を行う場合、地方債を発行することができる。</p> <p>○所有権移転等促進計画に係る例外(農地法第3条～第5条、農振法第15条の2、都市計画法第34条) 所有権移転等促進計画により農用地の所有権の移転等が行われる場合には、農地法等に基づく許可を必要としない。</p> <p>○税制上の特例(租税特別措置法第34条の3、第65条の5、第68条の76) 所有権移転等促進計画により農用地等を譲渡した場合には、譲渡所得の特別控除(最大800万円)が受けられる(施設用地のための譲渡を除く。)</p>																		
想定する具体的効果	特定農山村地域について、地域における創意工夫を生かしつつ、農林業その他の事業の活性化のための基盤の整備を促進するための措置を講ずることにより、地域の特性に即した農林業その他の事業の振興を図り、豊かで住みよい農山村の育成に寄与することが期待できる。																		
支援手続 (申請～交付決定)	<p>○所有権移転等促進計画 農業者の組織する団体、その構成員又は農林業等活性化基盤施設の設置事業者は、農林地等の所有権移転等を受けたい旨の「申出書」を市町村に提出。</p> <p>○所有権移転等促進計画により農用地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 所得税:確定申告書に適用を受けようとする旨を記載し、所有権移転等促進計画を公告した旨等を証する書類を添付。 法人税:確定申告書等に損金算入に関する申告を記載し、明細書等の書類を添付。</p>																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、インヘンション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光・地域間交流	地域文化の保護	地域医療・福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	-	-	○	○	○	○	-	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
省庁名	農林水産省																		
担当課室	農村振興局 農村政策部 中山間地域振興課										電話(直通)		03-3502-6005						
URL																			

施策名	中山間地域活性化資金				予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	5,460 (5,460)										
	公共	非公共	—	○	—	—														
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策		(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策						区分(新規・継続・変更)											
	—		○		○		○			継続										
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等		株式会社日本政策金融公庫法別表第1第8号の下欄のネ、ナ、第11号、第13号 沖縄振興開発金融公庫法施行令第2条第1号ツ、ネ、第11号、第14号											
	—		—		—		—		—											
概要 (支援の仕組み等)	<p>株式会社日本政策金融公庫(日本公庫)及び沖縄振興開発金融公庫(沖縄公庫)は、地勢等の地理的条件が悪く、農業生産条件が不利な中山間地域において、農林漁業を総合的に振興して地域の活性化を図るため、</p> <p>① 農林畜水産物の付加価値の向上と販路の拡大を図る「加工流通施設」 ② 農地、森林等の農林漁業資源を活用した「保健機能増進施設」 ③ 農業の担い手の定住化を促進するための「生産環境施設」の整備に必要な長期低利の資金を融資する。</p> <p>注:①の加工流通施設は、中山間地域以外に整備することも可能。</p> <p>【対象事業】 ① 中山間地域農林畜水産物を原材料として使用する製造・加工事業、当該産物・その加工品の販売事業であって、新商品・新技術の研究開発・利用又は需要の開拓を行うのに必要な施設の改良・造成・取得、それらを行うための特別の費用(試験研究費等)の支出又は権利(特許権、実用新案権等)の取得 ② 体験農園、体験牧場、林間スキー場、林間キャンプ場、森林植物園、林間コテージ、林間遊歩道、釣り場、潮干狩場、遊漁船等利用施設 等 ③ 活動管理休養施設、多目的研修集会施設、健康増進施設、技術拠点施設、情報連絡施設、廃棄物処理施設、簡易給排水施設、集落道 等</p>																			
支援対象者 (実施主体)	<p>① 中山間地域農林畜水産物を原材料として使用する製造・加工事業、当該産物・その加工品の販売事業であって、中山間地域の農林漁業の振興に資すると認められるものを営む者 (要件:中山間地域の農林漁業者と1年以上の安定的な取引契約等を締結していること、中山間地域農林畜水産物又はその加工品の調達量が事業実施後5年以内に概ね20%以上増加することが確実に見込まれること 等)</p> <p>② 農林漁業者又は農林漁業者と農林漁業資源の利用契約、生産物の採取契約等を締結し、農林漁業の生産力を直接維持増進させる事業を行う者</p> <p>③ 農林漁業又は塩業を営む者の組織する法人(これらの者又は地方公共団体が主たる構成員、出資者であるか又は基本財産の過半を拠出している法人で農林漁業の振興を目的とするものを含む。)</p>																			
支援内容 (単価・水準等)	<p>○貸付利率(平成26年5月23日現在)</p> <p>①・② 0.85%~1.10% ③ 1.00%</p> <p>※上記の利率は、日本公庫のもの。最新の利率は、日本公庫のホームページを参照。沖縄公庫の利率は、沖縄公庫に照会。 [日本公庫] http://www.jfc.go.jp/n/rate/rate.html</p> <p>○貸付限度額 負担する額の80%以内</p> <p>○償還期限 ①・② 15年以内(うち据置期間3年以内) ③ 25年以内(うち据置期間8年以内)</p> <p>※「支援内容」については、公庫のホームページも参照。 [日本公庫] http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/a_15.html [沖縄公庫] http://www.okinawakouko.go.jp/</p>																			
想定する具体的効果	<p>①の加工流通施設は、「中山間地域農林畜水産物等の調達量を5年以内に概ね20%以上増加」等の要件により、中山間地域農林畜水産物等の生産量の増加及び販路の確保が期待できる。</p> <p>②の保健機能増進施設は、農地、森林等の農林漁業資源を公衆の保健の用に供することにより、中山間地域を訪れる都市住民等に健康的余暇空間を提供すると同時に、地域の農林漁業の多面的な振興が期待できる。</p> <p>③の生産環境施設は、自然的、社会的条件から他の地域に比べて遅れている生産環境を整備することにより、担い手の定住化が期待できる。</p>																			
支援手続 (申請～交付決定)	<p>○借入希望者(注)は、「借入申込書」及び「事業計画」(新商品の研究開発等、保健機能増進施設の設置又は生産環境施設の整備に関する計画)を公庫に提出。</p> <p>注:農林漁業者以外の借入希望者は、上記以外に、農林漁業者との「取引契約書」等も必要。</p> <p>○公庫は、提出のあった「事業計画」について、中山間地域の農林漁業の振興に資するものであるか否かについて、地方公共団体の長(また、必要に応じ、農林漁業団体)に意見照会(一定の場合を除く。)</p> <p>○公庫は、申込者に対して、貸付決定を通知。</p> <p>※「支援手続」については、公庫のホームページも参照。 [日本公庫] http://www.jfc.go.jp/n/finance/flow/index.html [沖縄公庫] http://www.okinawakouko.go.jp/</p> <p>※本資金は、公庫の他に、一部の民間金融機関(農協等)でも融資。</p>																			
変更のポイント	—																			
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分															
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり、地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他	
省庁名	農林水産省																			
担当課室	農村振興局 農村政策部 中山間地域振興課							電話(直通)		03-3502-6005										
URL	http://www.maff.go.jp/i/nousin/tiiki/sanson/s_sesaku/sesaku.html																			

施策名	振興山村・過疎地域経営改善資金										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予 算)	1,000 (1,000)			
											公共	非公共							
											-	○							
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策					区分(新規・継続・変更)			
	-										○					○		継続	
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)					根拠法令等		山村振興法第17条 過疎地域自立促進特別措置法第 26条						
概要 (支援の仕組み 等)	<p>株式会社日本政策金融公庫(日本公庫)及び沖縄振興開発金融公庫(沖縄公庫)は、「山村振興法」及び「過疎地域自立促進特別措置法」により指定された「振興山村」又は「過疎地域」の農林漁業者等が、その地域の自然的、経済的条件に適した経営の改善や農林漁業の振興を図ることにより、所得の安定確保、地域の活性化等を実現するために必要な長期低利の資金を融資する。</p> <p>本資金の貸付けは、都道府県知事の認定を受けた「農林漁業経営改善計画」又は「農林漁業振興計画」に基づいて行う次の事業が対象。</p> <p>(1) 農業関係 果樹、花木等の新植・改植、搾乳牛、繁殖用の肉用雌牛等の購入、農舎、畜舎、農産物処理加工施設、農機具等の改良、造成又は取得</p> <p>(2) 林業関係 素材、樹苗又は特用林産物の生産、林産物の処理加工等に必要な機械その他の施設、林業生産環境施設(簡易給排水施設、集集施設等)等の改良、造成又は取得</p> <p>(3) 漁業関係 漁船(20トン未満)、養殖施設、漁業生産環境施設等の改良、造成又は取得</p> <p>(4) その他 ① (1)~(3)の施設で農林漁業者の共同利用に供するものの改良、造成又は取得 ② 農林地を保全する事業の開始に必要な事務管理用備品及び資材の取得</p> <p>注:(1)~(3)の施設にエネルギーを供給するための目的で設置する太陽光、バイオマスを熱源とする熱その他の自然エネルギーを利用するための施設も含む。</p>																		
支援対象者 (実施主体)	農林漁業者、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合、農林漁業者の組織する法人等																		
支援内容 (単価・水準等)	<p>○貸付利率(平成26年5月23日現在) 補助事業:1.15%(共同利用:2.15%) 非補助事業:1.00%</p> <p>※上記の利率は、日本公庫のもの。最新の利率は、日本公庫のホームページを参照。沖縄公庫の利率は、沖縄公庫に照会。 [日本公庫]http://www.jfc.go.jp/n/rate/rate.html</p> <p>○貸付限度額 補助事業:負担する額の80%以内 非補助事業:負担する額の80%以内又は次のいずれか低い額(かつ書きは、一定の要件を満たす場合) ① 個人:1,300万円(2,600万円) ② 法人・団体:5,200万円(6,000万円、1億円、3億円、5億円)</p> <p>○償還期限 25年以内(うち据置期間8年以内)</p> <p>※「支援内容」については、公庫のホームページも参照。 [日本公庫]http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/a_3.html [沖縄公庫]http://www.okinawakouko.go.jp/</p>																		
想定する具体的効果	「振興山村」又は「過疎地域」の農林漁業者の経営改善、これらの地域の振興が図られることが期待できる。																		
支援手続 (申請~交付決定)	<p>○借入希望者は、「農林漁業経営改善計画」又は「農林漁業振興計画」を作成し、(市町村長を経由して)都道府県知事に認定申請書を提出。 ○都道府県知事は、認定した場合、その旨を申請者及び公庫に通知。 ○公庫は、認定を受けた「農林漁業経営改善計画」等に基づき、融資。</p> <p>※「支援手続」については、公庫のホームページも参照。 [日本公庫]http://www.jfc.go.jp/n/finance/flow/index.html [沖縄公庫]http://www.okinawakouko.go.jp/</p> <p>注:貸付期限 振興山村:平成27年3月31日 過疎地域:平成33年3月31日</p>																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光・地域間交流	地域文化の保護	地域医療・福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ		環境・エネルギー
	-	-	○	○	○	○	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-
省庁名	農林水産省																		
担当課室	農村振興局 農村政策部 中山間地域振興課										電話(直通)		03-3502-6005						
URL	http://www.maff.go.jp/i/nousin/tiiki/sanson/s_sesaku/sesaku.html																		

施策名	農山漁村電気導入促進法										予算	税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予 算)	26,876の 内数 (34,196の 内数)				
	公共	非公共	—	○	—	—													
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)				
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)		②地域間の交流・連携の推進				③地域の生活や産業の基盤整備				○	継続							
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)				根拠法令等		農山漁村電気導入促進法第4条 株式会社日本政策金融公庫法附 則第32条 沖縄振興開発金融公庫法								
概要 (支援の仕組み 等)	<p>○目的 電気が供給されていないか若しくは十分に供給されていない農山漁村又は発電水力が未開発のまま存する農山漁村に電気を導入して、当該農山漁村における農林漁業の生産力の増大と農山漁家の生活文化の向上を図る。</p> <p>○都道府県農山漁村電気導入計画 都道府県知事は、当該農山漁村で電気導入事業を行う農林漁業団体の申請に基づき、関係市町村長の意見を聴いて、「都道府県農山漁村電気導入計画」を定め、農林水産大臣に提出する。</p> <p>○全国農山漁村電気導入計画 農林水産大臣は、当該計画を基に、経済産業大臣と協議の上、「全国農山漁村電気導入計画」を定める。</p> <p>○支援措置(農林漁業施設資金(電気導入施設)) 株式会社日本政策金融公庫(日本公庫)及び沖縄振興開発金融公庫(沖縄公庫)は、全国農山漁村電気導入計画を基準として、農林漁業団体に対して、以下の電気導入に必要な資金を貸し付ける。 ① 発電施設(送電変電配電設備を含む。) ② 送電配電施設(変電受電設備を含む。) ③ 電気事業者に対して負担する工事負担金</p>																		
支援対象者 (実施主体)	農林漁業団体(農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区、土地改良区連合、森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合 等)																		
支援内容 (単価・水準等)	<p>○貸付利率(平成26年5月23日現在) 1.15% ※上記の利率は、日本公庫のもの。最新の利率は、日本公庫のホームページを参照。沖縄公庫の利率は、沖縄公庫に照会。 [日本公庫] http://www.jfc.go.jp/n/rate/rate.html</p> <p>○貸付限度額 負担する額の80%以内</p> <p>○償還期限 20年以内(うち据置期間3年以内)</p>																		
想定する具体的 効果	電気の供給が不十分な農山漁村等に電気を導入することにより、農林漁業の生産力の増大と農山漁家の生活文化の向上を図ることが期待できる。																		
支援手続 (申請～交付決定)	<p>○農林水産大臣は、「全国農山漁村電気導入計画」に定められている電気導入事業を行おうとする農林漁業団体に対して、当該事業が当該計画に定められている旨を通知。</p> <p>○資金の融通を受けて電気導入施設を整備しようとする農林漁業団体は、都道府県知事を経由して、「事業計画書」を農林水産大臣に提出。</p> <p>○当該農林漁業団体は、「借入申込書」等を公庫に提出。</p>																		
変更のポイント	—																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信		コンテンツ	環境・エネルギー
	—	—	○	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—
省庁名	農林水産省																		
担当課室	農村振興局 農村政策部 中山間地域振興課										電話(直通)		03-3502-6005						
URL																			

施策名	中山間ふるさと・水と土保全推進事業										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予 算)	— (—)			
											公共	非公共							
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策		(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策										区分(新規・継続・変更)						
			①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)			②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備				継続						
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)				根拠法令等		—							
	—		—			—													
概要 (支援の仕組み等)	<p>棚田等は厳しい条件の下での農業生産活動を通じて、農山村の原風景の保存等特有の多面的機能を発揮しているものであり、国民的理解の醸成と棚田等保全の輪への参加を促しつつ、棚田地域の持続的保全のための継続的・発展的な支援体制の構築を推進する必要がある。</p> <p>このため、道府県を対象に「基金」を造成し、その運用益等の活用により、棚田等保全の輪への市民参加の促進を図るとともに、保全活動を行う集落組織等の育成・定着並びに持続的な保全活動への支援等の対策を講じる。</p> <p>○ 基金は、平成10年度から平成12年度において造成済 ○ 地域要件:主傾斜1/20以上の農地面積が1/2以上</p>																		
支援対象者 (実施主体)	実施主体は道府県																		
支援内容 (単価・水準等)	<p>都道府県に基金を造成し、その運用益の活用等により、次の事業を実施。</p> <p>○ 保全ネットワーク推進事業 道府県単位を中心とした都市住民等の地域外住民による保全活動参加者や現地技術指導者の登録、派遣調整を実施するとともに、現地技術指導者の研修活動や現地技術指導者が実施する活動への支援等。</p> <p>○ 保全活動推進事業 集落組織等による棚田地域の組織的な保全活動の推進に係る事業への支援等。</p> <p>○ 保全活動支援事業 集落協定等に基づき行う組織的・持続的な保全・利活用活動への支援等。</p>																		
想定する具体的効果	<p>道府県の事業実施主体となっていることから、地方の裁量により必要な事業に事業費の配分が可能であり、</p> <p>○ 地域住民活動を推進する人材育成、都市住民等との活動参加ネットワークの構築・運営などを通じて、地域の自主性及び創意工夫による取組に対して効果的に支援が可能。</p> <p>○ 地域住民活動の活発化により地域連帯感の新たな醸成や地域コミュニティの発展。</p> <p>などが期待できる。</p>																		
支援手続 (申請～交付決定)	○ 基金の管理は道府県が実施。																		
変更のポイント	—																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、IT ハブ	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり 地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育		ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー
	—	—	○	○	—	○	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
省庁名	農林水産省																		
担当課室	農村振興局 農村政策部 中山間地域振興課										電話(直通)		03-3501-8359						
URL	—																		

施策名	都市農村共生・対流総合対策交付金				予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	2,100 (1,950)								
	公共	非公共	—	○														
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策	(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策							区分(新規・継続・変更)									
	○	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)	②地域間の交流・連携の推進	③地域の生活や産業の基盤整備	—					継続								
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)	骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)	地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等	食料・農業・農村基本法第36条												
	81ページ 32~37行 85ページ 30~32行	17ページ 32~33行 18ページ 23~24行	8ページ 43行 ~ 9ページ 1行 9ページ 41~44行 13ページ 14~16行															
概要 (支援の仕組み等)	<p>農山漁村の持つ自然や「食」を観光、教育、福祉等に活用する、集落連合体による地域の手づくり活動を支援し、都市と農山漁村の共生・対流を推進。</p> <p>以下の事業が対象。ただし、②と③については、①の事業と併せて実施するものに限る。</p> <p>①集落連携推進対策 中山間地域や平場農業地域を中心に、集落連合体が取り組む「食」を活用したグリーン・ツーリズム、子どもから社会人までを対象とした農山漁村の体験教育、「農」を活用した健康づくりなど、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用する地域の手づくり活動</p> <p>②人材活用対策 地域の手づくり活動の推進のため、地域外の人材や意欲ある都市の若者を長期的に受け入れる取組</p> <p>③施設等整備対策 地域の手づくり活動に必要な拠点施設の確保のため、空き家、廃校等の補修等の取組</p>																	
支援対象者 (実施主体)	農業集落が中心となり、NPO、市町村等多様な主体と連携した地域協議会																	
支援内容 (単価・水準等)	<p>①集落連携推進対策 定額(上限800万円)。事業実施期間は2年以内。</p> <p>②人材活用対策 定額(上限250万円)。事業実施期間は3年以内。</p> <p>③施設等整備対策 定額(上限2,000万円等)。事業実施期間は原則1年以内。</p>																	
想定する具体的効果	農山漁村地域における所得・雇用の増大による地域活性化と地域コミュニティの再生が促進される。																	
支援手続 (申請～交付決定)	<p>支援を受ける手順は以下のとおり。</p> <p>① 支援を受けようとする者は、農林水産省が行う公募に際し、農業集落の住民がNPO、市町村等多様な主体と連携した地域協議会(集落連合体)を組織した上で事業実施提案書を作成し、応募する。</p> <p>② 農林水産省は、外部審査委員を含む選定審査委員会において事業実施提案書を審査し、採択者には採択通知を、不採択者には不採択通知を送付する。</p> <p>③ 採択された者は、事業実施計画を作成して農林水産省に送付し、農林水産省は同計画を審査し承認する。</p> <p>④ 同計画の承認を受けた者は、交付金交付申請書を農林水産省に提出し、農林水産省は同申請書を審査し交付決定を行う。</p> <p>⑤ 交付決定を受けた者は、補助事業を実施し、事業完了後、交付金実績報告書を農林水産省に提出する。</p> <p>⑥ 農林水産省は、同報告書を審査し交付金の額を確定するとともに、交付金を交付する。</p>																	
変更のポイント	—																	
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分													
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療・福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー
	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	—	—	—	—
省庁名	農林水産省																	
担当課室	農村振興局農村政策部都市農村交流課						電話(直通)			03-3502-5946								
URL	http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/toshi_noson/index.html																	

施策名	農村地域工業等導入促進法														予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	— —																																				
	公共	非公共	—	—	—	○																																																		
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策														(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策														区分(新規・継続・変更)																											
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)														②地域間の交流・連携の推進															③地域の生活や産業の基盤整備														継続												
	—														—														○														—													
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)														骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)														地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)															根拠法令等												
—														—														—														—														
概要 (支援の仕組み等)	農村地域への工業等の導入を積極的かつ計画的に促進するとともに農業従事者がその希望及び能力に従ってその導入される工業等に就業することを促進するための措置を講じ、並びにこれらの措置と相まって農業構造の改善を促進するための措置を講ずる。																																																							
支援対象者 (実施主体)	都道府県、市町村 民間事業者、農業者等																																																							
支援内容 (単価・水準等)	<p>国が策定する基本方針及び、都道府県知事が策定する基本計画に沿って、都道府県又は市町村が策定する実施計画で定める工業団地の整備及び当該団地内での土地の取得等に際し、以下の支援を実施。</p> <p>①個人が工業団地に供する農用地を譲渡した場合の所得税の軽減 ②事業者の用地取得、設備投資に当たって、日本政策金融公庫による低利子融資 ③農地転用の配慮(農地法の転用許可基準及び許可権限の特例、農振法の農用地区域からの除外の特例)</p>																																																							
想定する具体的効果	農業と工業等との均衡ある発展及び雇用構造の高度化の促進が図られる。																																																							
支援手続 (申請～交付決定)	—																																																							
変更のポイント	—																																																							
分類 (該当に○印)	地域類型の区分										施策類型の区分																																													
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—																			
—	—	○	○	○	○	○	—	—	○	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—																			
省庁名	農林水産省																																																							
担当課室	農村振興局農村政策部都市農村交流課														電話(直通)		03-3502-5948																																							
URL																																																								

施策名	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律											予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	— —		
												公共	非公共						
												—	—	—	○				
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策		(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策											区分(新規・継続・変更)					
	○		①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)			②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備						継続				
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)					根拠法令等		—						
	81ページ32～37行目		17ページ32～33行 18ページ23～24行			8ページ43行～9ページ1行 9ページ41～44行 13ページ14～16行													
概要 (支援の仕組み等)	人口の減少、高齢化の進展等により農山漁村の活力が低下していることにかんがみ、農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流の促進による農山漁村の活性化を図るため、地方公共団体が作成する活性化計画に係る制度を創設するとともに、当該計画の実施のための交付金を交付する措置等を講ずる。																		
支援対象者 (実施主体)	都道府県又は市町村																		
支援内容 (単価・水準等)	<ul style="list-style-type: none"> ○交付金の交付 地方公共団体に対し、活性化計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるための交付金の交付 ○市民農園整備促進法に基づく手続きの簡素化 ○活性化施設の用地を確保する等のための農林地等の所有権移転促進等の特例措置 																		
想定する具体的効果	<ul style="list-style-type: none"> ○地域間交流の拠点となる施設の整備により、地域間交流が促進される。 ○農林漁業の振興を図るための生産基盤及び施設の整備や生活環境施設の整備により、定住等が促進される。 																		
支援手続 (申請～交付決定)	活性化計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金が交付されている。																		
変更のポイント	—																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	○	—
省庁名	農林水産省																		
担当課室	農村振興局農村政策部都市農村交流課											電話(直通)		03-3502-5946					
URL	http://www.maff.go.jp/j/kasseika/index.html																		

施策名	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律														予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	—		
	公共		非公共		—		—		—		○											
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策														(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)			
	○														—		—		—		継続	
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)				骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)				地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)				根拠法令等		—							
	81ページ32～33行 85ページ30～32行				17ページ26～27行 18ページ23～24行				9ページ41～44行													
概要 (支援の仕組み等)	<p>農山漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するための措置等を講ずるとともに、農山漁業体験民宿業について登録制度を実施すること等を通じてその健全な発達を図ることにより、主として都市の住民が余暇を利用して農山漁村に滞在しつつ行う農山漁業の体験その他農山漁業に対する理解を深めるための活動のための基盤の整備を促進する。</p>																					
支援対象者 (実施主体)	農業者等																					
支援内容 (単価・水準等)	<ul style="list-style-type: none"> ○都道府県における農山漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本方針の策定 ○基本方針に基づく市町村計画の作成 ○農山漁業体験民宿業の登録 																					
想定する具体的な効果	<ul style="list-style-type: none"> ○農山漁業の体験等の活動の基盤整備が促進される。 ○登録制度の実施を通じて、農山漁業体験民宿業の健全な発展が図られる。 																					
支援手続 (申請～交付決定)	—																					
変更のポイント	—																					
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分																	
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、IT/パソコン	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり/地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他			
	—	—	○	○	—	○	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
省庁名	農林水産省																					
担当課室	農村振興局農村政策部都市農村交流課														電話(直通)		03-3502-0030					
URL	http://www.maff.go.jp/i/nousin/kouryu/kyose_tairyu/k_gt/yokaho.html																					

施策名	農業水利施設保全合理化事業										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	4,461 (4,409)				
											公共	非公共								
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策					区分(新規・継続・変更)				
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)										②地域間の交流・連携の推進					③地域の生活や産業の基盤整備		継続		
	-										-					○				
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)					地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等		土地改良法第85条、土地改良法 施行令附則第3項
概要 (支援の仕組み等)	<p>老朽化した旧来の水利システムを有する地区においては、水管理労力の負担が重くなっており、このことが担い手への農地集積が進まない大きな要因となっている。また、農業水利施設の老朽化に起因する突発事故の発生件数が増加傾向にあり、農業被害のみならず、住宅・公共施設への二次被害を及ぼすリスクが高まっている。</p> <p>このため、本事業において、パイプライン化等により水管理の省力化を図るとともに、老朽化した農業水利施設の機能診断や補修による農業水利施設の長寿命化や安全性の向上を図り、生産効率の向上及び競争力ある「攻めの農業」の実現に資するものである。</p>																			
支援対象者 (実施主体)	都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合等																			
支援内容 (単価・水準等)	<p>対象事業の実施に要する経費に充てるため、事業実施主体に対し、それぞれの事業の事業費の50%等の補助金を国から交付する。</p> <p>○農業水利施設等整備事業 農業水利施設の補修・更新等の保全整備、水路のパイプライン化やゲートの自動化等の合理化整備</p> <p>○農地集積促進事業 土地の利用調整、農地集積に必要な調査・調整活動等</p> <p>○水利用再編促進事業 水利用調整・高度化推進、機能保全計画、合理化整備計画の策定</p>																			
想定する具体的効果	水利用・水管理の効率化・省力化、水利施設の安全性の向上																			
支援手続 (申請～交付決定)	<p>交付を受ける手順は、以下のとおり。</p> <p>①事業実施主体は、都道府県に事業を実施したい旨の申請を行い、都道府県がこれを妥当と認めるときは、事業の採択を希望する前年度の11月末日までに、地方農政局等に提出</p> <p>②地方農政局等において個別地区を審査の結果、採択の場合は都道府県を經由して事業実施主体へ採択を通知</p>																			
変更のポイント	-																			
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分															
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、IT ヘーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり 地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間 交流	地域文化の 保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若 者活躍 促進	教育	ICT、情 報通信	コンテ ンツ	環境・ エネル ギー	その他	
-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
省庁名	農林水産省																			
担当課室	農村振興局整備部水資源課										電話(直通)		03-3502-6246							
URL	http://www.maff.go.jp/i/nousin/soumu/yosan/pdf/h26_noushin.pdf																			

施策名	多面的機能支払交付金				予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	48,251																																		
	公共	非公共	-	○	-	-																																						
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策		(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策					区分(新規・継続・変更)																																				
	○		①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)		②地域間の交流・連携の推進		③地域の生活や産業の基盤整備		新規																																			
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)			根拠法令等		・食料・農業・農村基本計画 第3の3(4)③ ・土地改良長期計画 第3の3 政策目標6の(1)																																		
	P80 15行目～16行目		P18 16行目～17行目		—																																							
概要 (支援の仕組み等)	<p>農業・農村は、国土保全、水源かん養、景観形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民全体が享受。しかしながら、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じている状況となっていることなどから、多面的機能の維持・発揮を支える以下の地域活動への支援を実施。</p> <p>1)農地維持支払交付金 農業者等による組織が取り組む、水路の泥上げや農道の砂利補充等の地域資源の基礎的保全活動や農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化等、多面的機能を支える共同活動を支援</p> <p>2)資源向上支払交付金 ①農業者に加えて地域住民を含む組織が取り組む、水路、農道等の軽微な補修や植栽による景観形成等の農村環境の良好な保全といった地域資源の質的向上を図る共同活動や、②施設の長寿命化のための活動等を支援</p>																																											
支援対象者 (実施主体)	<p>地域協議会※等</p> <p>※地域協議会等から、活動を実施する農業者等の組織する団体に対し交付金を交付 注:地域協議会は、都道府県、市町村、農業者団体等から構成</p>																																											
支援内容 (単価・水準等)	<p>交付金額は交付対象農用地面積に単価を乗じて算出。</p> <p>(単位:円/10a)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">1) 農地維持支払交付金</th> <th colspan="2">2) - ① 資源向上支払交付金 (地域資源の質的向上を図る共同活動*)</th> <th colspan="2">2) - ② 資源向上支払交付金 (施設の長寿命化のための活動)</th> </tr> <tr> <th>都府県</th> <th>北海道</th> <th>都府県</th> <th>北海道</th> <th>都府県</th> <th>北海道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>田</td> <td>3,000</td> <td>2,300</td> <td>2,400</td> <td>1,920</td> <td>4,400</td> <td>3,400</td> </tr> <tr> <td>畑</td> <td>2,000</td> <td>1,000</td> <td>1,440</td> <td>480</td> <td>2,000</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>草地</td> <td>250</td> <td>130</td> <td>240</td> <td>120</td> <td>400</td> <td>400</td> </tr> </tbody> </table> <p>いずれも国と地方公共団体の支援の合計額。 ※ 継続地区(現行の農地・水保全管理支払を5年以上取組を実施している地区)又は新規地区であって 施設の長寿命化のための活動にも取り組む地区にあっては、表中の単価の7.5割を上限とする。 ※ 地域資源の質的向上を図る共同活動のうち「多面的機能の増進を図る活動」に直ちに取り組めない地区については、交付単価の5/6を乗じた交付金を受けてそれ以外の活動に取り組むことも可能。</p>											1) 農地維持支払交付金		2) - ① 資源向上支払交付金 (地域資源の質的向上を図る共同活動*)		2) - ② 資源向上支払交付金 (施設の長寿命化のための活動)		都府県	北海道	都府県	北海道	都府県	北海道	田	3,000	2,300	2,400	1,920	4,400	3,400	畑	2,000	1,000	1,440	480	2,000	600	草地	250	130	240	120	400	400
	1) 農地維持支払交付金		2) - ① 資源向上支払交付金 (地域資源の質的向上を図る共同活動*)		2) - ② 資源向上支払交付金 (施設の長寿命化のための活動)																																							
	都府県	北海道	都府県	北海道	都府県	北海道																																						
田	3,000	2,300	2,400	1,920	4,400	3,400																																						
畑	2,000	1,000	1,440	480	2,000	600																																						
草地	250	130	240	120	400	400																																						
想定する具体的効果	<p>○農業・農村の多面的機能の適切な維持・発揮 ○農用地の維持 ○農業用施設の保全管理による農業用施設の将来にわたる機能維持 ○景観、生態系などの地域環境の向上 ○多様な主体の参画を通じた地域コミュニティの強化 ○担い手への農地集積という構造改革の後押し</p>																																											
支援手続 (申請～交付決定)	<p>支援を受ける手順は、以下のとおり。 ①農家、非農家からなる活動組織等を設立 ②活動組織等において、活動の計画を策定 ③活動組織は市町村との間で協定を締結等 ④活動組織等は地域協議会等あてに採択申請及び交付申請に関する書類を提出 ⑤活動組織等は交付金を受け、計画に基づき、活動を実施。</p>																																											
変更のポイント	—																																											
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分																																							
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり、地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他																									
省庁名	農林水産省																																											
担当課室	農村振興局整備部農地整備課農地・水保全管理室						電話(直通)		03-6744-2081																																			
URL																																												

施策名	耕作放棄地再生利用緊急対策交付金										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	所要額 1,940 所要額 1,897				
											公共	非公共								
											—	○	—	—						
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策		(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策										区分(新規・継続・変更)							
	○		①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)		②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備						継続						
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)					根拠法令等		—							
	80ページ 12行目～31行目		18ページ 12行目～24行目			—														
概要 (支援の仕組み等)	<p>荒廃した耕作放棄地を引き受けて作物生産を再開する農業者や農地中間管理機構等が行う再生作業や土づくり、作付・加工・販売の試行等の取組を支援</p>																			
支援対象者 (実施主体)	<p>農業者、農業者組織、農業参入法人等 (耕作放棄地対策協議会経由)</p>																			
支援内容 (単価・水準等)	<p>① 耕作放棄地を再生利用する活動への支援 ア 再生作業(雑草・雑木の除去等)及び土づくり(肥料、有機質資材の投入等) ・定額支援【5万円/10a※】(重機を用いて行う場合等【1/2以内等】) ※ 再生作業に併せて中心経営体に集約化(面的集積)する場合、助成単価を2割加算 ・土づくり(2年目に必要な場合のみ)【2.5万円/10a】 イ 営農定着(再生農地への作物の導入等)【2.5万円/10a】 ウ 営農展開(試験販売、実証ほ場の設置・運営等)【定額】 ② 施設等の整備への支援 ・基盤整備(用排水施設の整備等)、乾燥調整貯蔵施設、集出荷貯蔵施設、農業体験施設(市民農園等)、農業用機械・施設の整備【1/2以内等】 ・小規模基盤整備【2.5万円/10a】 ③ 附帯事業への支援【定額】 ・広域利用調整:都道府県域を越えて行う農地利用調整活動への支援 ・交付金執行事務:交付事務、地域における農地利用調整、普及啓発活動等への支援</p>																			
想定する具体的効果	<p>荒廃農地を再生利用するために必要となる再生作業(障害物除去、深耕、整地等及び土づくり)や必要な施設の整備等について、「攻めの農林水産業」の実現に資する等の質の高い効果的な取り組みへの支援を行い、農用地区域を中心として、荒廃した耕作放棄地を解消</p>																			
支援手続 (申請～交付決定)	<p>都道府県段階の県協議会に基金を造成し、市町村段階の地域協議会に交付する。 ○地域協議会が県協議会へ再生利用実施計画及び再生利用活動附帯事業の実施計画を添えて交付申請 ○県協議会より地域協議会へ交付</p>																			
変更のポイント	—																			
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分															
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信		コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	—	—	○	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
省庁名	農林水産省																			
担当課室	農村計画課耕作放棄地活用推進室										電話(直通)		03-6744-2195							
URL	http://www.maff.go.jp/j/nousin/tikei/houkiti/index.html																			

施策名	農業競争力強化基盤整備事業										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	32,417 (50,352)			
											公共	非公共							
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策		(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策										区分(新規・継続・変更)						
	○		①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)			②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備				変更						
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)				根拠法令等		食料・農業・農村基本法第24条 土地改良法第85条 土地改良法施行令第50条							
	14ページ、79～82ページ		18ページ			4ページ													
概要 (支援の仕組み等)	<p>農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備等を行うとともに、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を推進。</p> <p>以下の区分のいずれかにより農業競争力強化基盤整備計画を作成し、その計画の内容に対して国が補助金を交付。</p> <p>①国営事業等と一体となって実施する地区 ②担い手への農地集積の加速化に取り組む地区 ③農業の高付加価値化等に取り組む地区</p>																		
支援対象者 (実施主体)	都道府県等																		
支援内容 (単価・水準等)	<p>農業競争力強化基盤整備計画に記載された以下の事業が対象。(補助率:50%等)</p> <p>○農地整備事業 農地集積の加速化や農業の高付加価値化に資する農地の大区画化・汎用化等の基盤整備</p> <p>○草地畜産基盤整備事業 畜産経営規模の拡大や畜産主産地の形成の推進に資する飼料生産の基盤整備</p> <p>○水利施設整備事業 水源からほ場に至る水利システムの一体的かつ安定的な機能の確保に資する農業水利施設の整備</p>																		
想定する具体的効果	<p>農地の大区画化・汎用化等の基盤整備の実施により、以下の具体的効果が期待される。</p> <p>○基盤整備を実施した地区における担い手への農地集積率の向上 ○基盤整備を実施した農地における耕地利用率の向上</p>																		
支援手続 (申請～交付決定)	<p>補助を受ける手順は、以下のとおり。</p> <p>①都道府県知事は、農業競争力強化基盤整備計画を作成し、事業採択申請書、事業計画概要書及び農村振興局長が別に定める書類と併せて農林水産省へ提出する。 ②農林水産省は①の書類を審査の上、都道府県知事に事業の採択通知書(採択又は不採択)を通知する。 ③採択通知を受けた都道府県知事は、補助金交付申請書を農林水産省に提出し、農林水産省はこれに基づき補助金交付決定を行う。 ④補助金交付決定を受けた都道府県知事は、補助事業を実施し、事業完了後、実績報告書を農林水産省に提出する。 ⑤農林水産省は、同報告書を審査し補助金の額を確定する。</p>																		
変更のポイント	<p>農地整備事業について、</p> <p>①採択要件等の変更 担い手への農地集積要件の厳格化及び受益面積要件の緩和 ②農業経営高度化促進事業の変更 助成割合等の変更</p>																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光・地域間交流	地域文化の保護	地域医療・福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育		ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー
	—	—	○	—	○	○	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
省庁名	農林水産省																		
担当課室	農村振興局 整備部 農地資源課 経営体育成基盤整備推進室										電話(直通)		03-6744-2208						
URL	http://www.maff.go.jp/j/nousin/keiiku/noutiseibi/index.html																		

施策名	農山漁村地域整備交付金										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	112,706 (112,828)			
											公共	非公共							
											○	—							
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)				
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)										②地域間の交流・連携の推進		③地域の生活や産業の基盤整備			継続			
	○										—		—						
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等		土地改良法第2条第2項 森林法第41条、第193条 海岸法27条		
P80 31行										P17 29行		—							
概要 (支援の仕組み等)	地方公共団体が農山漁村地域のニーズにあった計画を自ら策定し、農業農村、森林、水産各分野における公共事業を自由に選択して行う整備に対して支援。																		
支援対象者 (実施主体)	<input type="checkbox"/> 交付先：都道府県、市町村 <input type="checkbox"/> 実施主体：都道府県、市町村、土地改良区、森林組合、森林整備法人、漁協等																		
支援内容 (単価・水準等)	<input type="checkbox"/> 以下の事業を総合的に実施可能。 ①農業農村分野：農用地整備、農業用排水施設整備等 ②森林分野：路網整備、予防治山等 ③水産分野：漁港漁場整備、海岸保全施設整備等 ④効果促進事業 農山漁村地域整備計画の目標を達成するため、上記事業①～③と一体となって事業効果を高めるために必要な事業 <input type="checkbox"/> 補助率：1/2等																		
想定する具体的効果	本交付金は、都道府県自らの裁量で、整備計画の範囲内で地区間の予算融通など、予算の弾力的かつ機動的な運用が可能な仕組みとなっているため、地域のニーズに応じた効果的・効率的な事業の実施が期待される。																		
支援手続 (申請～交付決定)	<input type="checkbox"/> 都道府県又は市町村は、農山漁村地域整備の目標等を記載した農山漁村地域整備計画を策定し、これに基づき事業を実施。 <input type="checkbox"/> 国から都道府県に交付金を交付※し、都道府県は自らの裁量により地区毎に配分可能。 また、都道府県の裁量で地区間の融通が可能。(※水産分野の一部事業については、市町村への直接交付も可能。)																		
変更のポイント	—																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	—	—	○	○	—	○	—	—	○	○	—	○	○	—	—	—	—	○	—
省庁名	農林水産省																		
担当課室	農村振興局整備部農村整備官										電話(直通)		03-6744-2200						
URL	http://www.maff.go.jp/j/study/other/e_mura/oomori/n-koufukin.html																		

施策名	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金														予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	6,540 (6,233)						
															公共	非公共										
															—	○	—	○								
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策														(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)							
	○														—				変更							
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)														骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)				地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)				根拠法令等		農山漁村活性化法第6条第2項	
	P81 26~27行、29~30行														P17 29~31行 P18 21~22行				P8 33行~P9 1行 P9 31~34行 P13 12~14行							
概要 (支援の仕組み等)	<p>地方公共団体が地域の自主性と創意工夫により、定住者や滞在者の増加などを通じた農山漁村の活性化を図る計画を作成し、国は、その実現に必要な施設整備を中心とした総合的取組を交付金により支援。</p> <p>具体的には、地方公共団体が作成する活性化計画に記載された以下の事業が対象。</p> <p>①定住等の促進に資する農林漁業の振興を図るための生産基盤及び施設の整備 (基盤整備、生産機械施設、処理加工・集出荷貯蔵施設、新規就業者技術習得管理施設)</p> <p>②定住等を促進するための集落における排水処理施設その他の生活環境施設の整備 (簡易給排水施設、防災安全施設、農山漁村定住促進施設)</p> <p>③農林漁業の体験のための施設その他の地域間交流の拠点となる施設の整備 (地域資源活用総合交流促進施設、農林漁業体験施設、自然環境等活用交流学習施設)</p> <p>④その他農林水産省令で定める事業 (遊休農地解消支援、自然・資源活用施設)</p> <p>⑤①から④の事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務 (創意工夫発揮事業(地域が提案する事業))</p>																									
支援対象者 (実施主体)	<p>○交付先：都道府県、市町村</p> <p>○実施主体：都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、水産業協同組合、森林組合、NPO法人、農林漁業者等の組織する団体 など</p>																									
支援内容 (単価・水準等)	<p>交付率：定額</p> <p>ただし、国における交付限度額算定のための交付率は、定額、1/2、2/3、5.5/10、4.5/10、4/10、1/3、3/10 (沖縄県 1/2)(奄美 1/2、6/10、2/3、5.2/10)以内</p>																									
想定する具体的効果	<p>農山漁村活性化プロジェクト支援交付金は、「農山漁村活性化法」に基づき地方公共団体が地域の自主性と創意工夫により、定住者や滞在者の増加などを通じた農山漁村の活性化を図る計画を作成し、国は、その実現に必要な施設整備を中心とした総合的取組を推進する施策であり、効果としては、全国の市町村において定住、交流に資する農山漁村の活性化に向けた新たな取組の創出が期待される。</p>																									
支援手続 (申請～交付決定)	<p>交付金を受ける手順は、以下のとおり。</p> <p>①都道府県又は市町村が単独で又は共同して活性化計画を策定し、農林水産省に提出。</p> <p>②農林水産省が交付対象計画を決定の上、予算を割当。</p> <p>③都道府県又は市町村が農林水産省に交付金の交付を申請。</p> <p>④農林水産省から交付金を支給。</p> <p>※活性化計画の提出は初年度のみ。その後は、毎年度2月15日までに交付金年度別事業実施計画書を提出。</p>																									
変更のポイント	<p>中山間地域の活性化を図るため、廃校等の一層の活用と既存施設の再編等を組合せ、暮らしやすく使い勝手のよい多機能な集落拠点づくりの支援を追加。</p>																									
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分																					
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光・地域間交流	地域文化の保護	地域医療・福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他							
	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	○	—							
省庁名	農林水産省																									
担当課室	農村振興局整備部農村整備官														電話(直通)		03-3501-0814									
URL	http://www.maff.go.jp/i/kasseika/index.html																									

施策名	小水力等再生可能エネルギー導入推進事業										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	934 (1,010)						
	公共	非公共									—	○					—	—				
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策					区分(新規・継続・変更)						
	○										①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)		②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備		変更				
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)					根拠法令等		土地改良長期計画 (平成24年3月30日閣議決定)	
	P82 5行										P18 14行			—								
概要 (支援の仕組み等)	<p>(1)小水力等発電の調査設計等への支援 小水力等発電施設の整備に係る適地選定、概略設計、各種法令等に基づく協議等の取組への支援を実施。</p> <p>(2)土地改良区等技術力向上支援 小水力等発電施設の導入に係る土地改良区等の技術力向上のための研修会や専門技術者派遣による現地指導等の取組への支援を実施。</p> <p>(3)自立・省エネ型集落排水施設実証への支援 農業集落排水施設の老朽化や維持管理費の増加に対応するため、省エネ機器等の活用による更新整備技術の実証の取組への支援を実施。</p>																					
支援対象者 (実施主体)	<p>○交付先：都道府県、協議会、市町村、民間団体等</p> <p>○実施主体：都道府県、協議会、市町村、民間団体等(一部、都道府県又は協議会を經由)</p>																					
支援内容 (単価・水準等)	<p>(1)補助率：定額、1/2</p> <p>(2)補助率：定額</p> <p>(3)補助率：定額</p>																					
想定する具体的効果	ダムや水路の落差を活用した小水力発電等の導入の促進により、再生可能エネルギーの活用と農業水利施設の適正な維持管理を図り、持続的な農業の発展と農村の活性化に資する。																					
支援手続 (申請～交付決定)	<p>(1)及び(2)について</p> <p>○実施主体が事業申請書を作成し、地方農政局長等に提出(都道府県又は協議会を經由)</p> <p>○地方農政局長が承認し、事業主体に通知(都道府県又は協議会を經由)</p> <p>○実施主体より、農林水産省に交付申請(一部、都道府県又は協議会を經由)</p> <p>○農林水産省より、実施主体に交付(一部、都道府県又は協議会を經由)</p> <p>(3)について</p> <p>○公募要領により決定</p>																					
変更のポイント	土地改良区等技術力向上支援及び省エネ型集落排水施設実証への支援を拡充要求。																					
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分																	
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他			
	—	—	○	—	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—			
省庁名	農林水産省																					
担当課室	農村振興局整備部農村整備官										電話(直通)		03-6744-2209									
URL	http://www.maff.go.jp/j/aid/hozyo/2014/nouson/pdf/nouhi_06.pdf																					

施策名	農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	5,217 (4,576)			
	公共		非公共		公共		非公共		公共		非公共								
	-		○		-		-		-		-								
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)				
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)										②地域間の交流・連携の推進					③地域の生活や産業の基盤整備			
	-										-				-				変更
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)				地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)				根拠法令等		-						
概要 (支援の仕組み等)	我が国の有する高い農林水産・食品分野の研究開発能力を活かし、これらの研究成果を産業競争力につなげる産学連携の研究を支援するため、分野横断的に民間企業等の研究勢力を呼び込んだ形で、国内の研究勢力の結集や人材交流の活性化を図るとともに、農林水産・食品分野の技術的課題の解決を図ることを目的として実施する。本事業では、研究開発段階ごとに基礎段階の研究開発を「①シーズ創出ステージ」、応用段階の研究開発を「②発展融合ステージ」、実用化段階の研究開発を「③実用技術開発ステージ」として、研究課題を提案公募方式により公募し、基礎段階から実用化段階までの研究開発を継ぎ目なく支援する。																		
支援対象者 (実施主体)	①シーズ創出ステージは、単独の研究機関若しくは研究グループ ②発展融合ステージは、単独の研究機関若しくは研究グループ ③実用技術開発ステージのうち、現場ニーズ対応型・重要施策対応型は、下記のセクターのうち、2つ以上のセクターの研究機関等から構成される研究グループ セクターⅠ：都道府県、市町村、公立試験研究機関及び地方独立行政法人 セクターⅡ：大学及び大学共同利用期間 セクターⅢ：独立行政法人、特殊法人及び認可法人 セクターⅣ：民間企業、公益・一般法人、NPO法人、協同組合及び農林漁業者 また、研究グループに「普及・実用化支援組織」として、都道府県普及指導センター、民間企業、協同組合等の参画が必須。 ④実用技術開発ステージのうち、育種対応型は、単独の研究機関又は研究グループ また、開発品種の「実需者及び生産者」の参画が必須。																		
支援内容 (単価・水準等)	① シーズ創出ステージ(研究期間:原則3年以内) 研究費:Aタイプ 50,000千円以内/年 Bタイプ 10,000千円以内/年 ② 発展融合ステージ(研究期間:原則3年以内) 発展融合ステージでは、第1段階(フェーズⅠ)である1年目の研究の結果に基づき、第2段階(フェーズⅡ)の研究へ移行する多段階選抜方式を導入する。 (ア)産学機関結集型 研究費:Aタイプ フェーズⅠが5,000千円以内/年、フェーズⅡが50,000千円以内/年 Bタイプ フェーズⅠが5,000千円以内/年、フェーズⅡが10,000千円以内/年 (イ)研究人材交流型 研究費:Aタイプ フェーズⅠが5,000千円以内/年、フェーズⅡが50,000千円以内/年 Bタイプ フェーズⅠが5,000千円以内/年、フェーズⅡが10,000千円以内/年 ③実用技術開発ステージ(研究期間:原則3年以内) (ア)現場ニーズ対応型 研究費:Aタイプ 30,000千円以内/年 研究連携協定を締結する場合は、50,000千円以内/年 Bタイプ 10,000千円以内/年 (イ)重要施策対応型 研究費:1課題当たり20,000千円以内/年 (ウ)育種対応型 研究費:Aタイプ 20,000千円以内/年 Bタイプ 10,000千円以内/年																		
想定する具体的効果	本事業は、分野横断的に民間企業等の研究勢力を呼び込んだ形で、国内の研究勢力の結集や人材交流の活性化を図るとともに、革新的な技術の開発を基礎研究から実用化研究まで継ぎ目なく(シームレスに)支援し、ブレークスルーとなる技術を効果的・効率的に開発することにより、農林水産・食品分野の成長産業化及び地域の活性化に貢献する。																		
支援手続 (申請～交付決定)	○研究課題の選定スケジュール 平成26年1月上旬～2月上旬 応募受付期間 ～3月中旬 1次(書面)審査(※1) ～4月下旬 2次(ヒアリング)審査(※2) 5月下旬 採択課題の決定・公表 6月下旬 委託の実施(研究開始) ※1 科学的観点及び行政的観点から、外部専門家等による書面審査を実施し、2次(ヒアリング)審査の対象課題を選考 ※2 様々な分野の外部専門家等からなる評価会において、ヒアリングを実施																		
変更のポイント	実用技術開発ステージにおいて研究区分を整理し、「研究成果実用型」を「現場ニーズ対応型」へ一本化し、加えて「育種対応型」を新設。																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業・イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光・地域間交流	地域文化の保護	地域医療・福祉・介護	子育て・若者活躍促進	教育	ICT・情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
省庁名	農林水産省																		
担当課室	農林水産技術会議事務局 研究推進課 産学連携室												電話(直通)	03-6744-7044					
URL	http://www.saffrc.go.jp/docs/research_fund/2013/sinki_koubo_2013.htm																		

施策名	事業化を加速する産学連携支援事業														予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予 算)	113
	公共		非公共																	
	-		○		-		-		-		-		-							
施策の位置付け (該当に○印)	(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策														区分(新規・継続・変更)					
	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策				①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)				②地域間の交流・連携の推進				③地域の生活や産業の基盤整備				新規			
	-				○				-				-				-			
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)				骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)				地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)				根拠法令等				-			
概要 (支援の仕組み等)	農林水産・食品分野の高度な知見を有した産学連携支援事業コーディネーターを全国に配置し、同分野の生産現場や民間のニーズ、研究機関の持つ技術シーズを収集・把握し、これに対応した事業化に向けた研究開発や医学、工学など異分野と連携した研究開発を支援することにより、農林水産・食品分野の成長産業化を加速化する。																			
支援対象者 (実施主体)	実施主体:民間事業者 * 民間事業者が、全国において民間企業、大学、公立試験研究機関等の産学連携活動を一体的に支援。																			
支援内容 (単価・水準等)	革新的な研究開発の事業化を効率的に推進するため、全国で以下の業務を行うことにより効果的な産学連携体制の構築を支援し、産学連携研究を推進。 (1)中核型コーディネーターを全国に配置 農林水産・食品分野の研究に関わる専門家を中核型コーディネーターとして全国に配置し、農林水産業の現場や民間の事業化ニーズを収集し、研究課題の設定の際に提供する等して、事業化ニーズに対応した研究開発とその事業化を支援。 (2)専門型コーディネーターの委嘱 中核型コーディネーターでは対応困難な分野の専門家を専門型コーディネーターとして委嘱し、異分野の研究機関や企業等との産学連携研究の促進等による研究開発とその事業化を支援。 (3)産学連携研究の事業化・商品化に向けたコーディネーターの能力強化 事業化・実用化に向け、研究者等に対し、規制・規格の情報を提供するほか、MOT等のノウハウを提供する能力を強化するカリキュラムの実施により、研究成果の迅速かつ着実な事業化を推進。																			
想定する具体的効果	農林水産・食品分野において、研究開発の初期段階から民間企業を含む産学が効果的に連携した事業化に繋がる研究開発や、医学・工学等の異分野の技術を農林水産・食品分野に活用した研究開発を支援することにより、革新的な技術を創出し、農林水産・食品産業の成長産業化の加速化が期待できる。																			
支援手続 (申請～交付決定)	4月以降、農林水産・食品分野の研究に関わる専門家をコーディネーターとして全国に駐在させ、同分野の生産現場や民間のニーズ、研究機関の持つ技術シーズを収集・把握し、これに対応した事業化に向けた研究開発や医学、工学など異分野と連携した研究開発の支援を実施。また、事業化可能性調査、技術交流展示会やセミナーを開催(受託者が実施)。																			
変更のポイント	-																			
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分															
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり、地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他	
	-	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
省庁名	農林水産省																			
担当課室	農林水産技術会議事務局研究推進課産学連携室														電話(直通)		03-3502-5530			
URL	http://www.s.affrc.go.jp/docs/sangakukan.htm																			

施策名	技術でつなぐバリューチェーン構築のための研究開発のうち、地域資源を活用した再生可能エネルギー等の利活用技術の開発										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	424 (545)			
	公共	非公共																	
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策		(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策										区分(新規・継続・変更)						
	○		①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支			②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備				変更						
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)				根拠法令等		バイオマス活用推進基本法							
概要 (支援の仕組み等)	<p>・農山漁村で豊富に得られる草本等のバイオマスや地中熱等の熱エネルギー等の地域資源を活用した自立・分散型エネルギー供給体制の確立に資する研究開発。</p> <p>・プロジェクトの実施にあたっては、公募を行い、審査で選ばれた研究グループに委託費(定額)を支給。</p>																		
支援対象者 (実施主体)	民間団体等を含む研究グループ																		
支援内容 (単価・水準等)	委託費(定額)																		
想定する具体的効果	<p>①草本を利用したバイオエタノールの低コスト・安定供給技術の開発。</p> <p>②林地残材を原料とするバイオ燃料等の製造技術の開発。</p> <p>③木質リグニンからの材料製造技術の開発。</p> <p>④微細藻類を利用した石油代替燃料等の製造技術の開発。</p> <p>⑤施設園芸における熱エネルギーの効率的利用技術の開発。</p> <p>⑥施設園芸における効率的かつ低コストなエネルギー供給装置及び利用技術の開発</p>																		
支援手続 (申請～交付決定)	公募終了																		
変更のポイント	<p>・「攻めの農林水産業」の3本柱の1つである「バリューチェーンの構築」を実現するため、「地域資源を活用した再生可能エネルギーの生産・利用のためのプロジェクト」は、「技術でつなぐバリューチェーン構築のための研究開発」に他のプロジェクトとともに組替え、再編、統合化。</p> <p>・「施設園芸における効率的かつ低コストなエネルギー供給装置及び利用技術の開発」(60百万円)を平成26年度予算で計上。</p>																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分					施策類型の区分													
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光・地域間交流	地域文化の保護	地域医療・福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	—	—	○	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—
省庁名	農林水産省																		
担当課室	農林水産技術会議事務局 研究開発官(環境)室										電話(直通)		03-3502-0536						
URL	http://www.s.affrc.go.jp/																		

施策名	公共建築物等木材利用促進法													予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	— —		
														公共	非公共						
														—	—	—	○				
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策													(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)			
	—													○		—		継続			
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)													骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等		公共建築物における木材の利用 の促進に関する法律	
	—													—		—					
概要 (支援の仕組み 等)	国では、木材利用の促進に関する基本方針の策定及び木材利用に関する施策を総合的に実施するとともに、率先して公共建築物への木材利用等を行う。また、地方公共団体では、国の定める基本方針に即して方針を定め、国の施策に準じた施策の策定・実施を行う。これらにより、木材の適切な供給及び利用の確保を通じた林業の持続的かつ健全な発展を図り、森林の適正な整備及び木材の自給率の向上を図る。																				
支援対象者 (実施主体)	・都道府県、市町村 ・木材の製造を業として行う者で農林水産大臣の認定を受けた者																				
支援内容 (単価・水準等)	・木材の利用促進について、地方公共団体に対する助言 ・大臣認定を受けた計画に基づく施設整備に係る林業・木材産業改善資金の借入がある場合の償還期間延長(12年以内) ・大臣認定を受けた計画に基づく林地開発行為がある場合の、都道府県の別途許可不要 等																				
想定する具体的 効果	・都道府県、市町村が区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針を策定し、公共建築物における木材の利用が促進。 ・製材業者等で大臣認定を受けた計画に基づく施設整備に係る林業・木材産業改善資金の借入がある場合、通常の償還期間からの延長(木材製造業用設備8年→12年以内)により、単年度当たり償還額の低減が図られる。																				
支援手続 (申請～交付決定)	・製材業者等で施設整備や林地開発行為などの必要な事項を盛り込んだ計画書(木材製造高度化計画)を作成し、農林水産大臣に提出する。計画の提出を受けた農林水産大臣は、林地開発行為に関しては関係都道府県の同意を得た後、適切な計画について認定をする。																				
変更のポイント	—																				
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分																
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他		
	○	○	○	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
省庁名	林野庁																				
担当課室	林政部 木材利用課													電話(直通)		03-6744-2626					
URL	http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/koukyou/index.html																				

施策名	「緑の新規就業」総合支援事業				予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	6,419 (6,603)									
	公共	非公共																	
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策	(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策							区分(新規・継続・変更)										
	○	—	—	—	—	—	—	変更											
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)	骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)	地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等		森林・林業基本法第21条												
	P.83 25行目	P.18 17行目	—																
概要 (支援の仕組み等)	<p>①林業への就業に向けて知識の習得等を行う青年を支援することにより就業希望者の裾野を広げるとともに、②施業の集約化と路網の整備、高性能林業機械を活用した効率的な作業システムにより、利用期を迎えた人工林資源を有効活用し、国産材の安定供給につなげていくため、専門的かつ高度な知識・技術を有し、間伐等を効率的に行える現場技能者を確保・育成及びその定着を図る。</p>																		
支援対象者 (実施主体)	<p>①交付先:都道府県 ※都道府県は林業就業希望者に対し給付金を給付 ②-1)交付先:民間団体等(公募により事業実施主体を選定) ※民間団体等は「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、都道府県知事から認定を受けた事業主(認定事業主)等に対し研修等に必要経費を支援 ②-2)委託先:民間団体等(公募により委託先を選定)</p>																		
支援内容 (単価・水準等)	<p>①緑の青年就業準備給付金事業 150万円/人(最大2年間) ②「緑の雇用」現場技能者育成対策事業 1)新規就業者の確保・育成・キャリアアップ ・児童・生徒の林業就業促進支援や女性林業者の定着支援の実施(2,100人) ・研修生1人当たり9万円/月等を助成(3,570人) 2)林業機械・作業システム高度化技能者育成 ・高度化技術架線技能者育成プログラムの開発及び育成研修の実施(45人) ・森林作業道作設オペレーターの育成強化のための研修の実施(570人)</p>																		
想定する具体的効果	低コストで効率的な作業システムを的確に使いこなせる現場技能者が育成されることにより、適切な森林整備及び国産材の安定供給が図られるとともに持続的な林業経営の確立に資する。																		
支援手続 (申請～交付決定)	<p>①緑の青年就業準備給付金事業 1)給付希望者が、研修計画を作成し、事業実施主体に提出。 2)事業実施主体は、研修計画を審査し、妥当な場合に承認。 3)給付希望者からの給付申請に基づき、給付金を給付。 ②「緑の雇用」現場技能者育成対策事業 (新規就業者の確保・育成・キャリアアップ) 1)認定事業主等が、研修計画を作成し、事業実施主体に提出。 2)事業実施主体は、研修計画を審査し、妥当な場合に承認。 3)認定事業主等は、承認された研修計画に沿って、研修を実施し、その結果を事業実施主体に報告。 4)事業実施主体は、実績報告に基づき、認定事業主等に対し、助成金を交付。 (林業機械・作業システム高度化技能者育成) 1)国が委託先を公募し、選定。 2)委託先が委託内容に沿って、事業を実施。</p>																		
変更のポイント	木材の生産性の向上を図るため、車両系に加え新たに架線系の高度技能者の育成等を図る。																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、IPバージョン	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療・福祉・介護	子育て、若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
省庁名	農林水産省(林野庁)																		
担当課室	経営課林業労働対策室 研究指導課技術開発推進室						電話(直通)			03-3502-1629 03-3501-5025									
URL	http://www.rinya.maff.go.jp/j/routai/koyou/index.html																		

施策名	地域材利活用倍増戦略プロジェクト											予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	1,420			
												公共	非公共							
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策		(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策											区分(新規・継続・変更)						
	○		①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)	②地域間の交流・連携の推進				③地域の生活や産業の基盤整備					新規							
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)				根拠法令等		森林・林業基本計画(平成23年7月26日閣議決定)									
	83ページ、28行		18ページ、20行		-															
概要 (支援の仕組み等)	新たな地域材需要の開拓や公共建築物等の各分野での木材利用を拡大に取り組む民間団体に対し、国から委託又は補助金を支給する形で支援。また、これらの需要に応える地域材の安定的・効率的な供給体制の構築を図る民間団体に対し、国から補助金を支給する形で支援するとともに、国有林が森林所有者や森林組合等と連携して実施。																			
支援対象者 (実施主体)	民間団体、国																			
支援内容 (単価・水準等)	<p>1CLT(直交集成板)等新たな製品・技術の開発</p> <p>①中高層建築物等に係る技術開発等の促進【補助率:定額、1/2】、【委託】</p> <p>②住宅等における製品・技術の開発・普及の一層の促進【補助率:1/2】、【委託】</p> <p>③木材を利用した建築物の建設に携わる担い手の育成【補助率:定額】</p> <p>2地域材利用促進</p> <p>①公共建築物等の木造化等の促進【補助率:定額】</p> <p>②土木等新規分野における木材利用の促進【補助率:定額】</p> <p>③木質バイオマスの利用拡大【補助率:定額】</p> <p>④森林づくり・木づかい国民運動の促進【補助率:定額】</p> <p>⑤海外での地域材利用や合法木材の普及の促進【補助率:定額】</p> <p>3地域材の安定的・効率的な供給体制の構築</p> <p>①安定取引構想作成等【補助率:定額】、【委託・請負】</p>																			
想定する具体的効果	国産材の供給・利用量の増加 (平成24年度実績2,041万㎡→平成27年度目標2,800万㎡)																			
支援手続 (申請～交付決定)	国から取り組む団体を公募し、選定手続を経て、団体へ内示。その後、交付申請を受けて、交付決定。																			
変更のポイント	-																			
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分															
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、IPヘーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他	
	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
省庁名	農林水産省																			
担当課室	林野庁 木材利用課、木材産業課、森林利用課、研究指導課、業務課											電話(直通)		03-6744-2296						
URL	http://www.rinva.maff.go.jp/j/rinsei/yosankesan/pdf/26_58_voukyu.pdf																			

施策名	森林吸収源対策の着実な推進 (森林整備事業・治山事業)										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	181,293 (179,642)			
	公共	非公共	○	—	—	—													
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策					区分(新規・継続・変更)			
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)										②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備			変更		
	○										—			—		根拠法令等		森林法第41条・193条、地すべり等防止法第7条、第10条	
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)				地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)				—								
P.80 16-17行 P.83 28-29行		P.17 1-3行、P.18 18-26行 P.19 26-29行、P.19 34-P.20 12行				—													
概要 (支援の仕組み等)	<p>○施業集約化、路網整備等の取組を推進するほか、森林吸収量の確保に向けた条件不利地等における間伐や低コスト造林を推進。</p> <p>○事前防災・減災の観点から山地防災力の強化に向けた総合的な治山対策による「緑の国土強靱化」を推進。</p> <p>○これらにより、地域の活性化を図るとともに森林吸収量を確保するための取組を着実に推進。</p>																		
支援対象者 (実施主体)	(森林整備事業)国、都道府県、市町村、森林組合等 (治山事業)国、都道府県																		
支援内容 (単価・水準等)	<p>○ 地方公共団体や森林所有者等が行う植付け、下刈り、間伐といった森林の整備や、間伐等の実施に必要な路網の整備。</p> <p>○ 都道府県等が行う大雨や地震などにより荒廃した又は荒廃のおそれのある山地の復旧整備や水土保全機能の低下した保安林等の整備。</p> <p>○ 上記事業を実施する者を支援(補助率1/2、1/3、3/10等)。</p>																		
想定する具体的効果	国民生活の安定の基礎となる重要な社会資本である森林の整備・保全を推進し、地球温暖化防止、山地災害の防止等の森林の有する多面的機能の高度発揮を図るとともに、林業・林産業の振興、山村の生活環境の改善を通じて国民福祉の向上に大きく貢献。																		
支援手続 (申請～交付決定)	事業を実施しようとする者は、事業計画を作成し、補助金の交付を申請。																		
変更のポイント	<p>○森林整備事業の助成対象を見直し、「保育間伐」を新設。</p> <p>○コンテナ苗の標準単価を新たに設定。</p> <p>○気象害や食害による被害森林において、森林整備と一体的に行う防護柵等の鳥獣被害防止施設整備に加え、シカ等の誘引捕獲・処分等を広域的・面的に実施する取組を支援。</p> <p>○防災林造成、予防治山などの採択基準に「避難経路の保護」を追加。</p> <p>○航空レーザー測量を活用した崩壊危険箇所の把握等の脆弱性評価の実施。</p>																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、IPヘーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光・地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信		コンテンツ	環境・エネルギー
	○	○	○	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○
省庁名	農林水産省(林野庁)																		
担当課室	森林整備部計画課										電話(直通)		03-3501-3842						
URL	http://www.rinva.maff.go.jp/j/rinsei/yosankesan/pdf/13_26_kettei.pdf																		

施策名	森林・山村多面的機能発揮対策										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	3,000 (3,000)			
											公共	非公共							
											—	○	—	—					
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)				
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)										②地域間の交流・連携の推進		③地域の生活や産業の基盤整備			変更			
	○										—		—						
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等		森林・林業基本法第2条		
79項41行										18項18行		—							
概要 (支援の仕組み等)	地域住民が森林所有者、林業者、NPO、民間団体等との合意形成により設置する民間協働組織(活動組織)による里山林等の森林の保全管理や広葉樹未利用材の利活用活動、森林環境教育等山村の活性化に資する取組に対し、一定の費用を国が支援。																		
支援対象者 (実施主体)	活動組織(地域協議会経由)、都道府県、市町村、民間団体																		
支援内容 (単価・水準等)	<p>地域住民が中心となった活動組織が実施する、地域の森林資源を適切に管理する活動など以下の取組を支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域環境保全タイプ <ul style="list-style-type: none"> 集落周辺の里山林を維持するための保全・整備活動 ○森林資源利用タイプ <ul style="list-style-type: none"> 集落周辺の里山に賦存する広葉樹等未利用資源の利活用活動 ○森林空間利用タイプ <ul style="list-style-type: none"> 森林環境教育や森林レクリエーション活動の実践等 ○機材及び資材の整備 																		
想定する具体的効果	山村地域の住民等が協力して、集落周辺の里山林をはじめとする森林の保全管理や森林資源の利活用を実施していく体制が整い、山村コミュニティの活動が活性化し、「日本再興戦略」に掲げられている「多面的機能を適切かつ十分に発揮しつつ、林業が成長産業となり活かな山村社会の実現」や「国土強靱化(ナショナル・レジリエンス)」の取組として求められている「山村コミュニティの強化を通じた地域防災・減災力の向上」が図られるとともに、集落周辺の森林が有する多面的機能が持続的に発揮される。																		
支援手続 (申請～交付決定)	<p>支援を受けるまでの手順は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域住民等で設立した活動組織が地域協議会へ交付金の採択申請 ○地域協議会は活動組織の申請内容を審査し、林野庁に交付金の交付申請 ○国は地域協議会の交付申請を審査し地域協議会に交付 ○地域協議会は申請した活動組織に交付 																		
変更のポイント	山村地域が育んだ知恵や技術、活動状況等を踏まえ地域における森林施策技術の伝承や、地域住民等による日常的な管理活動を新たに支援対象とするなど、地域の実情に応じたよりきめ細やかな支援へ内容を充実し、対策を強化。																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光・地域間交流	地域文化の保護	地域医療・福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	—	—	○	○	—	○	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	○	—
省庁名	農林水産省																		
担当課室	林野庁 森林整備部 森林利用課 山村振興・緑化推進室										電話(直通)		03-3502-0048						
URL	http://www.rinya.maff.go.jp/j/sanson/tamenteki.html																		

施策名	森林・林業再生基盤づくり交付金										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予 算)	2,200 (1,612)				
											公共	非公共								
											—	○	—	—						
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策		(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策										区分(新規・継続・変更)							
	○		①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)			②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備				変更							
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)				根拠法令等		森林・林業基本法(第4条、第12条、第13条、第19条、第21条、第24条、第25条)								
	P.83 25行目		P.18 17行目			—														
概要 (支援の仕組み等)	地域の自主性・裁量を尊重しつつ、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展並びに林産物の供給及び利用の確保に資する施策を総合的かつ計画的に推進するため、これらの取組に必要な経費について、各都道府県等に対して交付金を交付。																			
支援対象者 (実施主体)	都道府県、市町村、森林組合、林業者等の組織する団体等																			
支援内容 (単価・水準等)	<p>1. 再生基盤の整備等</p> <p>以下のメニューについて都道府県に対して一体的に支援</p> <p>① 高性能林業機械等の整備</p> <p>② 森林づくり活動基盤の整備(実習林等フィールド整備等)</p> <p>③ 特用林産振興施設等の整備</p> <p>④ 木材加工流通施設等の整備</p> <p>⑤ 木造公共建築物等の整備</p> <p>⑥ 木質バイオマス利用促進施設の整備</p> <p>⑦ 山地防災情報の周知(山地防災情報の共有体制整備等)</p> <p>⑧ 森林資源の保護(森林病害虫防除、野生鳥獣被害防除等)</p> <p>⑨ 林業担い手等の育成確保</p> <p>2. 市町村広域連携支援</p> <p>上記1の①～⑥の事業について、県域を越えて複数の事業主体が連携して実施する取組に対して支援</p>																			
想定する具体的効果	森林・林業再生基盤づくり交付金は、都道府県等が作成する事業計画に基づき、一括して交付金を交付するものであり、個々の施設等に対する配分については、地域の実情に応じて、都道府県等が行うこととなっている。これにより、川上・川下が一体となった、効果的かつ効率的な整備が期待できる。																			
支援手続 (申請～交付決定)	<p>支援を受ける手順は、以下のとおり。</p> <p>① 地方公共団体、森林組合、林業事業者等が都道府県に事業申請</p> <p>② 都道府県が事業計画を策定し、農林水産省に申請</p> <p>③ 農林水産省が都道府県ごとに交付金額を提示</p> <p>④ 都道府県が交付金額をもとに事業実施箇所を決定し、事業実施</p>																			
変更のポイント	国産材の安定的・効率的な供給体制の構築を推進するため、安定取引構想に基づくストックヤード等の整備に対する支援を拡充。																			
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分															
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療・福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育		ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	—	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—	—	—	—
省庁名	農林水産省																			
担当課室	林野庁 経営課										電話(直通)		03-3502-8055							
URL	http://www.rinya.maff.go.jp/j/keiei/kouzoukaizen/koufukin.html																			

施策名	水産多面的機能発揮対策														予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	3,500 (3,500)	
															公共	非公共					
															—	○	—	—			
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策														(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)		
	—														○		—			継続	
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)														骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等		—
	p.79、29行														p.18、12行		—				
概要 (支援の仕組み等)	<p>水産業・漁村の持つ多面的機能の効果的・効率的な発揮により水産業の再生・漁村の活性化を図るため、漁業者等が行う多面的機能の発揮に資する国民の生命・財産の保全、地球環境保全、漁村文化の継承などの活動に対して支援。</p> <p>○多面的機能発揮に資する活動を行う活動組織が市町村と協定を締結し、その計画を各都道府県毎に設置される地域協議会において承認。承認を経た活動に必要な交付金を協議会へ交付。</p> <p>○交付金は毎年度採択された計画に対し交付</p>																				
支援対象者 (実施主体)	地域協議会等																				
支援内容 (単価・水準等)	<p>活動組織が行う以下の活動を行う為に必要な経費のうち国は必要最低限の経費を別途定める単価表に基づき定額で支援</p> <p>1 国民の生命・財産の保全 ○国境の警備、○水域の監視、○海難救助、災害を防ぎ救援する機能</p> <p>2 地球環境保全 ○藻場、干潟、ヨシ帯、サンゴ礁等の保全、○種苗放流、○環境保全に大きな影響を及ぼす内水面の生態系の維持・保全・改善、 ○海洋の生態系に影響を及ぼす海洋汚染への対応体制整備、○海洋汚染等の原因となる漂流、漂着物、堆積物処理 等</p> <p>3 漁村文化の継承 ○教育と啓発の場の提供、○漁村の伝統文化、食文化等の伝承機会の提供</p>																				
想定する具体的効果	<p>水産多面的機能発揮対策は、水産業・漁村が持つ多面的機能発揮に資する活動に対して支援するものであり、それぞれの地域の特色を十分活かしながら漁業者や地域住民等が行う、国境や水域の監視、藻場や干潟等の維持・保全、漂流・漂着物処理、教育と啓発の場の提供、食文化等の伝承など、それぞれの地域にとって必要な活動を地域で選択した活動へ支援を行う。これらの活動が多く地域で行われ、地域の方々との協働した活動が全国に広がって行くことは、多面的機能が発揮される地域の取組に対する土壌の醸成につながるほか、継続して取組を行っていただくことで、ひいては水産業の再生・漁村の活性化が図られることが期待出来る。</p>																				
支援手続 (申請～交付決定)	<p>支援を受けるまでの手順は、以下のとおり</p> <p>○活動を行う活動組織が活動計画を策定</p> <p>○活動計画を地域毎に設置の協議会において承認</p> <p>○国より協議会に対し内示</p> <p>○協議会より国に対し交付申請</p> <p>○国は協議会へ交付</p>																				
変更のポイント	—																				
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分																
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、IPバージョン	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他		
	—	—	○	—	—	○	—	—	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—		
省庁名	農林水産省																				
担当課室	計画課														電話(直通)		03-3501-3082				
URL																					

施策名	漁業経営安定対策事業											予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	18 (25)		
												公共	非公共						
												-	○	-	-				
施策の位置付け (該当に○印)	(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策													区分(新規・継続・変更)					
	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)			②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備					継続						
		-	-			-			○										
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)	骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)			根拠法令等		水産基本計画 (平成24年3月23日閣議決定)									
-	18ページ 19行目			-															
概要 (支援の仕組み等)	水産物の安定供給の担い手を目指して積極的かつ計画的に経営改善に取り組む漁業者を対象に、収入変動による漁業経営への影響を緩和し、その経営改善を支援。																		
支援対象者 (実施主体)	漁業者 (全国漁業共済組合連合会)																		
支援内容 (単価・水準等)	経営改善に取り組む漁業者を対象として、漁業者が拠出した積立金と国費(1:1)による資金を造成し、漁業者の収入が減少した場合に漁業共済(収入の原則8割まで)に上乗せして補てんする(収入の原則9割まで)。																		
想定する具体的効果	漁業の構造改革を進め、「効率的かつ安定的な漁業経営」が大宗を担う生産構造を実現し、水産物の安定供給を図る。																		
支援手続 (申請～交付決定)	<p>加入する手順は、以下のとおりであるが、平成23年度に漁業収入安定対策事業が創設されたことに伴い、本事業の新規採択は行っていない。</p> <p>① 漁業者が、漁業共済組合に加入要件を満たしているか確認するとともに、経営改善計画を作成。 ② 漁業者が認定行政庁(都道府県知事又は農林水産大臣)に対して経営改善計画の認定申請を行い、認定行政庁が認定。 ③ 漁業者が全国漁業共済組合連合会と積立契約を締結し、積立金を拠出。 ④ 漁業者の収入が減少した場合に全国漁業共済組合連合会が当該漁業者に対して補てん金の支払を実施。</p>																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光・地域間交流	地域文化の保護	地域医療・福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
省庁名	農林水産省																		
担当課室	水産庁漁政部漁業保険管理官											電話(直通)		03-6744-2356					
URL																			

施策名	水産業強化対策事業										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	811 (311)					
	公共	非公共																			
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策					区分(新規・継続・変更)					
	○										①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)		②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備			継続		
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)					根拠法令等		-
	p83 26~27行										P18 第2章4(2)			p10 ③							
概要 (支援の仕組み等)	県や複数市町村等広域的な対応が必要となる種苗生産施設、荷さばき施設等の整備について支援。																				
支援対象者 (実施主体)	都道府県、漁業協同組合等																				
支援内容 (単価・水準等)	<経営構造改善目標> 効率的かつ安定的な漁業経営の育成に必要な水産業生産基盤としての共同利用施設等を整備。 <資源増養殖目標> 内水面漁業・養殖業の持続的かつ健全な発展と地域の活性化を図っていくために必要となる施設整備の取組を支援。 (交付率)1/3、4/10、1/2、5.5/10、2/3以内																				
想定する具体的 効果	漁業者等が広域的に受益する共同利用施設の整備について支援することにより、持続可能な漁船漁業・養殖業の実現に不可欠な基盤整備の推進を図り、地域の活力創造への寄与が期待できる。																				
支援手続 (申請～交付決定)	支援を受けるまでの手順は、以下のとおり。 ○都道府県が作成した事業計画をもとに、都道府県からのヒアリングを実施 ○都道府県に対して内示 ○都道府県からの交付申請後、交付決定																				
変更のポイント	-																				
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分																
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり、地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他		
	○	○		○	○								○								
省庁名	水産庁																				
担当課室	防災漁村課										電話(直通)		03-6744-2391								
URL	http://www.ifa.maff.go.jp/i/bousai/koufukin/index.html																				

施策名	離島漁業再生支援交付金													予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	1,235 (1,235)	
														公共	非公共					
														—	○	—	—			
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策													(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策		区分(新規・継続・変更)				
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)													②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備		継続	
	—													○		—		—		
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)													骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)				根拠法令等
—													—		—		—			
概要 (支援の仕組み等)	離島振興法の指定地域と沖縄・奄美・小笠原の各特別措置法の対象地域のうち、本土と架橋で結ばれていないなど、一定以上の不利性を有する離島を対象として、漁場の生産力の向上に関する取組などの漁業の再生に取り組む漁業集落に交付金の交付による支援を実施。																			
支援対象者 (実施主体)	都道府県、市町村																			
支援内容 (単価・水準等)	(1)離島漁業再生支援交付金 共同で漁業の再生等に取り組む離島の漁業集落に対し、交付金を交付する。 (1集落(25世帯相当)当たり、国費170万円交付) (2)離島漁業再生支援推進交付金 都道府県、市町村が実施する交付金の交付に関する説明会の開催、審査、確認事務等に必要となる事務費を交付する。																			
想定する具体的効果	本事業の実施により、地域活力の維持・活性化が図られるとともに、離島の基幹産業である漁業が再生することで、対象漁業集落において、漁業就業者一人当たりの平均漁業所得が同一都道府県内の都市部の勤労者世帯の有業者一人当たりの平均勤め先収入と同等又はそれを上回ることが見込まれる。																			
支援手続 (申請～交付決定)	支援を受けるまでの手順は、以下のとおり。 ○市町村が市町村離島漁業集落活動促進計画(以下「促進計画」という。)を策定し、都道府県がこれを認定 ○漁業集落は促進計画に即した集落協定を策定し、市町村がこれを認定 ○水産庁は都道府県の交付申請に基づき、都道府県に交付金を交付 ○都道府県は市町村の交付申請に基づき、市町村に交付金を交付 ○市町村は漁業集落の交付申請に基づき、漁業集落に交付金を交付																			
変更のポイント	—																			
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分															
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、IPバージョン	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信		コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	—	—	○	○	—	○	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—		—	—	—
省庁名	水産庁																			
担当課室	防災漁村課													電話(直通)		03-6744-2392				
URL	http://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/ritou/index.html																			

施策名	産地水産業強化支援事業										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	3,250 (3,250)		
											公共	非公共						
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策		(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策										区分(新規・継続・変更)					
	○		①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)	②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備							継続				
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)				根拠法令等		—						
	p83 26~27行		P18 第2章4(2)			p10 ③												
概要 (支援の仕組み等)	漁村において、漁業者団体、市町村、関係者からなる協議会により「産地水産業強化計画」を策定し、所得の向上、地先資源の増大等に資する取組や漁村共通の課題を調査・検討し、成果を全国に普及する活動について支援。また、上記の計画で必要となる施設の整備について支援。																	
支援対象者 (実施主体)	産地協議会、市町村、民間団体																	
支援内容 (単価・水準等)	<p>①産地水産業強化支援事業 「産地水産業強化計画」に基づいて計画的に行われる所得の向上、地先資源の増大等に向けた調査活動の実施、新たなマーケットの開発、実践的知識や技術の習得等の産地の水産業の強化に向けた推進活動に対して支援。(交付率)1/2以内</p> <p>②施設整備支援事業 「産地水産業強化計画」に基づいて計画的に行われる産地の水産業の強化に向けた取組に必要な共同利用施設等の整備であって、①の事業と一体的に実施されるものに対して支援。(交付率)1/3、4/10、1/2、5.5/10、2/3以内</p> <p>③産地協議会活動支援事業 漁村の6次産業化推進のため、①の事業で設置される産地協議会の活動が効率的に実施されるよう、専門的な助言・指導、共通課題の調査検討、人材の育成、成果の普及等により、その活動を支援するものに対して支援。(交付率)定額</p>																	
想定する具体的効果	<p>○漁業者団体が市町村や他産業と一体となって産地協議会を組織して取り組むことにより、水産分野からの視点のみではなく、他産業、行政と連携した地域活性化の推進が期待できる。</p> <p>○漁業者等の共同利用施設の整備について支援することにより、持続可能な漁船漁業・養殖業の実現に不可欠な基盤整備の推進を図ることによる地域の活力創造への寄与が期待できる。</p>																	
支援手続 (申請～交付決定)	<p>支援を受けるまでの手順は、以下のとおり。</p> <p>○産地協議会が国の公募に応募</p> <p>○交付対象団体として選定後、産地水産業強化計画の承認申請を提出</p> <p>○産地水産業強化計画の承認後、内示</p> <p>○ソフト事業については産地協議会から、ハード事業については地方公共団体から交付申請</p> <p>○交付申請のあった団体へ交付決定</p>																	
変更のポイント	—																	
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分													
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、IT ヘーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり 地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー
省庁名	水産庁																	
担当課室	防災漁村課										電話(直通)		03-6744-2391					
URL	http://www.ifa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/bousai/shienjigyou.html																	

施策名	漁業収入安定対策事業										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	25,222 (24,529)																							
	公共	非公共																																					
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策										区分(新規・継続・変更)																		
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)										②地域間の交流・連携の推進											③地域の生活や産業の基盤整備										変更							
	-										-										○										水産基本計画 (平成24年3月23日閣議決定)								
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)										地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)											根拠法令等							
-										18ページ 19行目										-																			
概要 (支援の仕組み等)	計画的に資源管理や漁場改善に取り組む漁業者を対象として、漁業共済や漁業共済の経営安定機能に補完する形での収入安定対策を活用した対策等を実施することにより、水産資源の管理・回復を図りつつ、漁業者の収入の安定等を図る。																																						
支援対象者 (実施主体)	漁業者 (全国漁業共済組合連合会)																																						
支援内容 (単価・水準等)	漁業者の資源管理の取組を強力に推進・誘導するため、計画的に資源管理に取り組む漁業者に対して、共済掛金の一部を補填するとともに、漁業経営体が抛出した積立金と国費(1:3)による資金を造成し、漁業経営体の収入が減少した場合に漁業共済(収入の原則8割まで)に上乗せして補填する(収入の原則9割まで)。																																						
想定する具体的効果	適切な資源管理と漁業経営の安定を図り、国民への水産物の安定供給を確保する。																																						
支援手続 (申請～交付決定)	<p>加入する手順は、以下のとおり。</p> <p>①漁業者は国又は都道府県が提示する資源管理指針に沿って資源管理計画を作成し国又は都道府県に提出。</p> <p>②国又は都道府県は漁業者から提出された資源管理計画を確認。</p> <p>③漁業者は漁業共済団体と共済契約及び積立契約を締結するとともに、当該契約に係る共済掛金及び積立金を支出。</p> <p>④漁業者は当該資源管理計画に沿って資源管理を実行。</p> <p>⑤国又は都道府県に設置される資源管理協議会は、当該資源管理の取組みについて履行確認を実施。</p> <p>⑥漁業者の収入が減少した場合、漁業共済団体は当該漁業者に対し共済契約に係る共済金及び積立契約に係る補填金の支払いを実施。</p>																																						
変更のポイント	養殖業の経営安定対策として、加入要件の多様化等を図る。																																						
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分																																		
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、IPヘーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他																				
	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																			
省庁名	農林水産省																																						
担当課室	水産庁漁政部漁業保険管理官													電話(直通)		03-6744-2356																							
URL	http://www.ifa.maff.go.jp/i/kikaku/syotoku_hosyo/index.html																																						

施策名	水産基盤整備事業										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	72,149 (72,149)			
											公共	非公共							
												○	-	-	-				
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策		(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策										区分(新規・継続・変更)						
	○		①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)			②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備				継続						
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定) p.76、21行 p.83、25行		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定) p.18、12行 p.19、29行			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)				根拠法令等		漁港漁場整備法第20条ほか							
概要 (支援の仕組み等)	地方公共団体又は漁業協同組合が行う、漁港又は漁場の整備について、(1)災害に強く安全な地域づくりの推進、(2)水産物の安定的な提供・国際化に対応できる力強い水産業づくりの推進、(3)豊かな生態系を目指した水産環境整備の推進を図るため、国がその費用の一部を補助するもの。																		
支援対象者 (実施主体)	地方公共団体(都道府県、市町村)、漁業協同組合																		
支援内容 (単価・水準等)	漁港漁場整備長期計画に基づき、重点的に取り組むべき次の課題について、総合的かつ計画的に整備を推進する。 (1)災害に強く安全な地域づくりの推進 東日本大震災からの復旧・復興及び全国の漁港・漁村の防災対策を推進するため、水産物の流通拠点漁港の耐震化等、漁村の防災機能の強化を図る。 (2)水産物の安定的な提供・国際化に対応できる力強い水産業づくりの推進 水産物の流通拠点漁港における衛生管理対策に取り組むとともに、既存の漁港施設の長寿命化対策の実施等を実施する。 (3)豊かな生態系を目指した水産環境整備の推進 資源管理等と連携し、水産生物の生活史に配慮した漁場整備を推進し、良好な生息環境空間を創出する。																		
想定する具体的な効果	漁港漁場整備長期計画のH24よりH28年までの5年間に於いて目指す主な成果は以下のとおり。 1)水産物の流通拠点となる漁港のうち、陸揚げ岸壁が耐震化された割合を概ね65%に向上(H21:20%) 2)水産物の流通拠点となる漁港のうち、高度な衛生管理対策の下で出荷される水産物の割合を概ね70%に向上(H21:29%) 3)漁港施設の老朽化対策を計画的に実施することが可能な漁港を概ね100%に向上(H21:11%) 4)水産生物の生活史に対応した良好な生息環境空間を創出するための漁場再生及び新規漁場整備により、概ね11万トンの水産物を新たに提供																		
支援手続 (申請～交付決定)	○地方公共団体は事業基本計画を作成及び水産庁へ承認申請し、水産庁が承認 ○地方公共団体より、水産庁へ予算要望 ○水産庁より、地方公共団体に内示 ○地方公共団体より、工法協議を行った後、交付申請 ○水産庁より、交付決定																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、IT バージョン	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり 地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
省庁名	農林水産省水産庁																		
担当課室	計画課												電話(直通)		03-3502-8491				
URL	http://www.ifa.maff.go.jp/i/gvoko_gvozvo/index.html																		

施策名	新規就業者総合支援事業										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	566 (832)			
											公共	非公共							
											—	○	—	—					
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)				
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)										②地域間の交流・連携の推進		③地域の生活や産業の基盤整備			継続			
	—										—		—						
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等		水産基本法(平成13年法律第89号)第23条		
—										—		—							
概要 (支援の仕組み等)	<p>漁業従事者の減少・高齢化が進む中で、将来にわたって漁業が持続的に発展していくためには、意欲のある新規漁業就業者の確保が重要である。そのため、希望者が経験ゼロからでも円滑に漁業に就業できるよう、就業準備段階における資金の給付を行うとともに、就業相談会等の開催、漁業現場での実地による長期研修、漁業活動に必要な技術習得等、求職者の段階に応じた支援を行うことで、漁業への就業と定着を図り、漁業の高付加価値化を担う人材を確保・育成する。</p>																		
支援対象者 (実施主体)	新規就業者に対する就業支援を行う民間団体等																		
支援内容 (単価・水準等)	<p>民間団体が実施する以下の事業を支援。</p> <p>1. 青年就業給付金事業 漁業への就業に向け、漁業学校等で学ぶ若者に対する資金を給付する事業(年間150万円、最長2年)</p> <p>2. 新規漁業就業者確保事業 (1)漁業の就業情報の提供、漁業の就業準備講習会や就業相談会の開催する事業 (2)漁家子弟を含む新規就業希望者の漁業現場での実地による長期研修を支援する事業 (雇用型では月最大14.1万円(最長1年間)、独立型では月最大28.2万円(最長3年間)、遠洋沖合船での幹部養成型では月最大18.8万円(最長2年間)を支援) (3)漁業活動に必要な技術や経理・税務、流通・加工、漁船操業の安全等の知識の習得を支援する事業</p>																		
想定する具体的効果	水産基本計画で「活力ある漁業生産構造を確立していく」ことが掲げられているが、新規就業者総合支援事業では毎年2,000人の新規漁業就業者を確保することを目標としており、全体の漁業者数が減る中でも若者(青壮年層)の割合を増加させ、高齢化の進行を抑える効果が期待できる。																		
支援手続 (申請～交付決定)	<p>1. 青年就業給付金事業については、漁業学校等において研修を受ける者から事業実施主体へ申請を行う。なお、漁業学校等とは、就業に向けて必要な技術等を取得できる研修機関であると都道府県が認めた漁業学校又は漁業学校に準ずる機関。</p> <p>2. 新規漁業就業者確保事業については、都市部や地方の漁業就業相談会等において面談(マッチング)を行い、研修生の受け入れが確認出来た後、事業実施機関より事業実施主体である一般社団法人全国漁業就業者確保育成センターへ申請を行う。</p>																		
変更のポイント	—																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、/ヘーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	—	—	○	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
省庁名	農林水産省(水産庁)																		
担当課室	企画課										電話(直通)		03-6744-2340						
URL	—																		

施策名	農林漁業成長産業化ファンドの本格展開											予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	15,000 (財投資金)		
												公共	非公共						
												-	○	-	-				
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策		(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策											区分(新規・継続・変更)					
	○		①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)			②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備						継続				
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)			根拠法令等		株式会社農林漁業成長産業化支援機構								
概要 (支援の仕組み等)	農林漁業成長産業化ファンドを通じて、生産から消費までのバリューチェーンを構築し、農林水産物等の価値を高めながら消費者までつないでいく事業活動に対して出資等による支援を実施。																		
	<p>①出資 農林水産物等を生かした新たな事業活動の開拓に取り組む6次産業化事業者(6次産業化・地産地消法の計画認定を受けた合弁会社等)を支援するための出資</p> <p>②貸付(劣後ローン) 出資を受けた6次産業化事業者に対する、民間金融機関等からの借入円滑化を図るための資本性劣後ローンの貸付</p>																		
支援対象者 (実施主体)	支援対象者:農林漁業者と観光事業者等の2次・3次産業の事業者(パートナー企業)が連携して取り組む会社で、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律の認定を受けた会社(6次産業化事業者) (実施主体:株式会社農林漁業成長産業化支援機構)																		
支援内容 (単価・水準等)	<p>①出資 6次産業化事業者を支援するための出資</p> <p>②貸付 出資を受けた6次産業化事業者に対する、民間金融機関等からの借入円滑化を図るための資本性劣後ローンの貸付</p>																		
想定する具体的効果	本施策により、生産から消費までのバリューチェーンの構築し、農林水産物等の価値を高めながら消費者までつないでいく事業活動に対して出資等による支援を実施することにより、農山漁村における6次産業化の取組が促進され、地域経済全体の活性化、雇用の確保と所得の向上が期待できる。																		
支援手続 (申請～交付決定)	<p>①農林漁業者・事業者等の申請者は、サブファンド又はA-FIVEに対し相談・申請</p> <p>②申請された案件については、サブファンド及びA-FIVEにおいて審査を実施</p> <p>③A-FIVEによる出資同意決定</p> <p>④サブファンドによる出資決定</p>																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光・地域間交流	地域文化の保護	地域医療・福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信		コンテンツ	環境・エネルギー
	-	○	○	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
省庁名	農林水産省																		
担当課室	産業連携課											電話(直通)		03-6738-6473					
URL	http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/6iika/yosan/pdf/26_fund.pdf																		

施策名	革新的技術創造促進事業										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予 算)	1,000 -			
											公共	非公共							
											-	○	-	-					
施策の位置付け (該当に○印)	(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策												区分(新規・継続・変更)						
	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策		①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)			②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備					新規					
	○		○			-			-										
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)			根拠法令等		-								
概要 (支援の仕組み等)	農林水産・食品分野の成長産業化を加速化させるため、全国に配置したコーディネーターが収集した生産現場や民間の技術開発ニーズや消費者ニーズ等を把握し、民間企業等による事業化に向けた研究開発及び医学、工学など異分野と融合した研究開発を支援する。																		
支援対象者 (実施主体)	(1)民間活力を活用した事業化の促進実施主体: ※民間企業、技術研究組合、一般社団法人、一般財団法人、NPO法人、協同組合等の法人化を有する研究機関 (2)異分野と連携した研究開発の実施主体: ※民間企業、技術研究組合、一般法人、独立行政法人、大学、地方公共団体、NPO法人、協同組合等の法人格を有する研究機関																		
支援内容 (単価・水準等)	農林水産業・産業界の技術開発ニーズや消費者ニーズ等を把握し、農林水産業、食品産業の成長産業化を加速するために必要な研究開発を支援。 (1)民間活力を活用した事業化の促進 農林水産業の生産現場や消費者等の多様なニーズに基づき、研究課題を設定し、民間企業等の事業化に向けた研究開発を支援。 (研究期間:原則3年以内、研究費:1分野あたり1億円/年以内) (2)異分野と連携した研究開発 技術シーズ等の情報提供の場を設置し、農林水産業の生産現場や消費者等の多様なニーズ等のうち、医療や工学などの異分野と連携して研究開発を行うことが効果的な課題について、異分野の産学との共同研究を支援。 (研究期間:原則3年以内、研究費:1分野あたり3億円/年以内)																		
想定する具体的効果	農林水産・食品分野において、研究開発の初期段階から民間企業を含む産学が効果的に連携した事業化に繋がる研究開発や、医学・工学等の異分野の技術を農林水産・食品分野に活用した研究開発を支援することにより、革新的な技術を創出し、農林水産・食品産業の成長産業化の加速化が期待できる。																		
支援手続 (申請～交付決定)	研究課題の選定スケジュール 平成26年5月中旬～6月上旬 公募期間 ～6月下旬 面接審査 6月下旬 採択機関の公表 ※委託予定先の選定に係る審査は、外部専門家(大学、企業などの研究者等)等で組織する評議委員会の審査により選定。																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信		コンテンツ	環境・エネルギー
	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-
省庁名	農林水産省																		
担当課室	農林水産技術会議事務局研究推進課産学連携室										電話(直通)		03-3502-5530						
URL	http://www.s.affrc.go.jp/docs/ibunya/index.htm http://www.s.affrc.go.jp/docs/jigyoka/index.htm																		

施策名	「浜の活力再生プラン」策定推進事業											予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	50																		
												公共	非公共																						
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策											(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策											区分(新規・継続・変更)												
	○											-												新規											
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)											骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)											地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)											根拠法令等	-
	p83 26~27行											P18 第2章4(2)											p10 ③												
概要 (支援の仕組み等)	漁村において、水産資源の悪化等により水産業の疲弊が進んでいる現状を打破し、水産業を核として地域の活力を再生するため、漁家所得の向上を図る総合的かつ具体的な取組を定めた計画である「浜の活力再生プラン」の作成に必要な費用に対する支援。																																		
支援対象者 (実施主体)	地域水産業再生委員会																																		
支援内容 (単価・水準等)	「浜の活力再生プラン」の作成に当たり、以下の取組を支援 ○自らの漁村地域の市場調査、専門家招聘及び事業実施主体による当該プランの検討・調整のための会合開催等 ○漁業関係者等への意見聴取及び地域外への周知等、一連の取組を効果的・効率的に進めるための取組																																		
想定する具体的効果	○「浜の活力再生プラン」を策定した漁業地域において、当該プランに基づく取組を実施することにより、当該地域の漁家所得が10%以上向上																																		
支援手続 (申請～交付決定)	支援を受けるまでの手順は、以下のとおり。 ○市町村と漁業協同組合又は漁業者団体を構成員とする地域水産業再生委員会を設立 ○事業実施計画の承認申請を提出 ○事業実施計画の承認後、内示 ○地域水産業再生委員会から交付申請 ○交付申請のあった団体へ交付決定																																		
変更のポイント	-																																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分																														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光・地域間交流	地域文化の保護	地域医療・福祉・介護	子育て・女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他																
	-	-	○	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																
省庁名	水産庁																																		
担当課室	防災漁村課											電話(直通)					03-6744-2391																		
URL	http://www.ifa.maff.go.jp/j/bousai/hamaplan.html																																		